

． EU の拡大と環境政策

1 ． EU 拡大について

EU（欧州連合）は 2004 年 5 月 1 日、従来の加盟国 15 カ国に加え新たに 10 カ国（チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア）を受け入れ、総人口 4 億 5,400 万人を擁する 25 カ国体制へと拡大した。この第 5 次 EU 拡大に続き、ブルガリアとルーマニアについても 2004 年 12 月 14 日に加盟交渉が正式に完了し、2007 年には 27 カ国に拡大する見通し¹である。さらに、クロアチアは早ければ 2005 年 3 月 17 日から、トルコについても 2005 年 10 月 3 日から加盟交渉が開始される予定である²。また、マケドニアも 2004 年 3 月に EU への加盟を申請している。

10 カ国では EU の水準に追いつくために過去 10 年間にわたって相当の努力が行われてきたが、環境分野の加盟交渉は難行した。現状としてもまだまだ課題は残されており、新規加盟国が EU の厳しい環境基準を遵守できるかどうか、環境規制の遅れている国が加われば EU 全体の環境水準が低下しないかといった EU 拡大の影響に対する懸念もある。EU では 1990 年以降、「PHARE」³や「ISPA（加盟前の構造政策手段）」⁴といったプログラムを通して新規加盟国の環境改善のために巨額の投資を行ってきたものの、大半については新規加盟国が独自に資金を調達しなければならない状況である。

EU の規則や基準の遵守は、環境だけでなくあらゆる分野で共通する加盟条件であり、新規加盟国に対しても旧 EU15 カ国と同様、厳格に適用されるのが原則である。ただ、過去の状況から困難な環境問題を受け継いでいる新規加盟国については、EU 基準を満たすための投資計画について明確なタイムテーブルを作成することを条件に、加盟交渉で移行措置が認められた。

しかしながら、EU 拡大によって、自然環境と生物多様性の保護や、オゾン層破壊や気候変動といった地球環境問題に対し、より広域にわたって取り組んでいけるという長期的な利点は大きい。

¹ 2005 年 4 月の EU 一般問題・対外関係担当相理事会で加盟条約に調印する見込み。

² 欧州委員会は 2004 年 10 月 6 日に発表した報告書でトルコとの加盟交渉開始を加盟国に勧告し、2004 年 12 月 16～17 日に開催された EU 首脳会議で交渉開始の是非について協議された結果。

³ 「Poland and Hungary: Action for the Restructuring of the Economy」1989 年に始まったプログラムで、ポーランドとハンガリーの民主改革支援が目的だったが、1993 年以降、EU 加盟候補国に対象国を拡大した。EU 法の適切な導入を確実にするための機関や当局、公的機関の整備を目指し、インフラ、企業、社会的措置など最も必要とされる社会的・経済的分野で新たな投資を支援するもの。1997 年には目的を完全に加盟支援へとシフトした。投資予算総額は 10 億ユーロ（約 1,343 億円）。

⁴ 「Instrument for Structural Policies for Pre-Accession」経済・社会結束を促進することを目的に、新規加盟 10 カ国を対象に提供している基金。環境保護と交通の巨大インフラプロジェクトへの資金提供。2000～2006 年の年間予算は 11 億ユーロ。2004 年には、国新規加盟 10 カ国以外にも、加盟候補国のブルガリアとルーマニアに 4 億 5,200 万ユーロの予算を配分している。

表 1： 新規加盟 10 カ国の基礎データ

	面積	人口	GDP	1人当たり GDP ¹	対内直接 投資額 ²	貿易 収支額	輸出額	輸入額
	単位	1,000人	100万ユーロ	1,000pps	100万ドル	100万ユーロ	100万ユーロ	100万ユーロ
	年	2002	2002	2002	2002	2002	2002	2002
キプロス	9,251	715.1	10,762.2	17.4	297	-3,163	486	3,649
チェコ共和国	78,866	10,203.3	73,874.8	14.4	9,319	-2,466	40,469	42,935
エストニア	45,227	1,356.0	6,904.0	10.0	307	-1,512	3,567	5,079
ハンガリー	93,030	10,142.4	69,888.9	13.6	854	-3,424	36,503	39,927
ラトビア	64,589	2,331.5	8,940.2	8.5	396	-1,838	2,408	4,246
リトアニア	65,300	3,462.6	14,649.4	9.4	732	-2,291	5,532	7,823
マルタ	316	397.3	4,096.6	N/A	-375	-784	2,007	2,791
ポーランド	312,685	38,218.5	200,198.0	9.5	4,119	-14,990	43,426	58,416
スロバキア	49,035	5,379.2	25,147.0	11.4	4,012	-2,215	15,214	17,429
スロベニア	20,273	1,995.0	23,385.1	17.7	1,865	-612	10,962	11,574
新規加盟 10 カ国 計	738,572	74,200.9	437,846.1	11.1	21,526	-33,295	160,574	193,869
EU15 カ国 計	3,234,568	380,351.4 ^e	9,170,417.9	24.1	374,379	108,791	2,590,561	2,481,771
EU25 カ国 計	3,973,140	454,552.3 ^e	9,864,920.1	N/A	398,527	75,496	2,771,592	2,702,467

(注)：¹購買力平価 (PPS / Purchase Power Standards) を使った 1 人当たり GDP

²各地域計は当該各国の数値を合計して算出

^e推定値

出所： 欧州委員会資料

2 . EU の環境政策

EU 形成の初期段階においては環境問題はあまり重要視されていなかったが、1970 年代に入ると環境問題に対応していく必要性が指摘され、1972 年のパリ欧州理事会で経済拡大と生活の質の向上という観点から環境に配慮すべきとの認識が取り上げられた。EU ではそれ以降、EU の環境問題における主要な優先事項と目的及び対策を示す「環境行動計画」(Environmental Action Programme) に基づいて環境保護のイニシアチブがとられてきた。

しかしながら、内部市場の形成が進むにつれて、EU は環境保護よりも経済・貿易面を優先させているとの批判を受け、またこのことが潜在的な貿易障壁となりうることも指摘され、1997 年には欧州連合条約を改正させ(アムステルダム条約) 環境保護を初めて公式に EU の政策として優先的に対応していくことになった。

(1) EU の環境政策の原則

以上のような経緯を踏まえた近年の EU の環境政策の基礎となっている考え方に、「持続可能な開発 (Sustainable Development)」、「予防原則 (Precautionary Principle)」、「汚染者負担の原則 (Polluter Pays Principle)」という 3 つの原則がある。

「持続可能な開発」とは、環境・資源の保全と開発は両立が可能であると捉えたうえで、環境を保護しながら経済成長や生活の質の向上など社会の発展を推進していかうとする考え方である。アムステルダム条約では「持続可能でインフレなき成長」を促進することを EU の責務とし、「持続可能な開発を促進するためには、環境を保護すべきという要件を EU の他の政策の定義と施行に統合させる」と規定して EU の戦略的目標に据えた。

近年の EU における環境政策の枠組みとも言える「環境行動計画」の第 5 次行動計画「環境に配慮した持続性のある経済成長」(1993 ~ 2000 年) は、環境問題を他の政策に取り入れるための幅広い義務を定め、「持続可能な開発」を基本とする EU の環境政策の指針になった。

一方で、1994 年には欧州環境庁 (European Environment Agency / EEA) がコペンハーゲン(デンマーク) を拠点として活動を開始したが、EEA の大目的は、「持続可能な開発」をサポートして欧州の環境を目に見える形で改善していく助けとなることである。欧州の環境状況を監視するネットワークを構築して環境データを収集し、情報を政策策定機関や一般市民に提供している。EU 加盟国と加盟候補国のほか欧州経済領域 (EEA) 加盟国の計 31 カ国 (2005 年 1 月 10 日現在)⁵ がメンバー国となっており、各国環境省庁と欧州委員会の代表、欧州議会指名の科学者らが管理委員会に参与している。

⁵ EU 加盟 25 カ国、EU 加盟候補国 (ブルガリア、ルーマニア、トルコ)、欧州経済領域 (EEA) 加盟国 (アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の 31 カ国。

「予防原則」は、ある物質や活動が環境や人間の健康に影響を及ぼす危険性が生じた場合、科学的データでその危険性を十分に証明できなくても、予防的に規制措置を取ることができるとする考え方である。対症療法よりも未然防止に重点を置くことが EU 環境政策の基本方針であり、気候変動や化学物質、遺伝子組換え作物などの分野で適用されている。

「汚染者負担の原則」は 1972 年に OECD が環境指針原則勧告で提唱したもので、環境破壊の予防と修復のための費用は、その原因である汚染物質を排出している者が負担すべきという原則である。この原則を法制化したのが「環境責任指令」であるが、いわゆる環境税や、「廃電気・電子機器（WEEE）指令」や「廃車（ELV）指令」も、この原則に基づいている。

（２）主な規制の具体的内容と今後の動向

規制分野

EU は、環境に関わる規制を以下の分野に分けている。

- ◆ 大気（空気の質，大気への排出，交通と環境）
バイオテクノロジー（遺伝子組換え体）
- ◆ 市民の保護と環境災害（市民の保護，海洋汚染，化学事故）
気候変動（排出権取引，欧州気候変動プログラム，オゾン層保護，EU 域内での温室効果ガス排出）
- ◆ 環境経済（環境税データベース，エコ産業データベース）
EU 拡大と近隣諸国（EU 拡大，資金調達，南東欧，ロシア・その他の NIS 諸国，ドナウ川と黒海，地中海のパートナー諸国）
- ◆ 健康
- ◆ 産業と技術（環境技術行動計画，エコ産業，エコラベル，統合製品政策，エコ管理と評価スキーム，産業汚染，小中企業，グリーン調達，標準化）
国際的問題（持続可能な開発に関する世界サミット，環境に関する多国間合意，国際関係，グリーン外交，短期・中期的優先権環境行動計画）
- ◆ 土地利用（海岸地帯統合管理，都市環境，環境影響評価，地理情報システム）
自然と生物多様性（自然保護，ナチュラ 2000，絶滅の恐れのある野生動植物種の国際取引に関する条約，生物多様性，欧州共同体生物多様性情報センター機構，森林，狩猟）
- ◆ 騒音（環境騒音，野外使用設備，騒音に関する EU 指令）
土壌
- ◆ 持続可能な開発（持続可能な都市，天然資源の持続可能な使用，持続可能な開発に関する世界サミット）
廃棄物（電池，生物分解性廃棄物，包装，廃油，廃車，廃気・電子機器，廃棄物焼却・埋立・輸送・管理計画，採鉱，下水の汚泥，ポリ塩化ビフェニール、ポリ塩化テルフェニル、ポリ塩化ビニル，廃棄物関連指令の遵守に関する報告）
水質（水枠組み指令，都市廃水，危険物質の排出，優先物質，農業汚染源から

排出される硝酸塩による汚染，水浴場指令，飲料水)

2001～2010年の第6次環境行動計画「環境2010：我々の未来、我々の選択」⁶では、「気候変動」、「自然と生物多様性」、「環境及び健康と生活の質」、「天然資源と廃棄物」の4つが優先政策分野に挙げられた。これら分野における目標として、「既存の環境関連法を確実に実施する」、「EUの他分野の政策に環境への配慮を組み込む」、「環境問題における解決策を見極めるため、企業や消費者と密接に協力する」、「適切かつ入手しやすい環境情報を市民に提供する」、「土地利用に関して、より環境を意識した姿勢を育成する」の5つを打ち出している。

4 大規制

ここで取り上げる IPPC 指令、EIA 指令、セブソ II 指令、EMAS 規則は、環境汚染管理とリスクマネジメントの視点から、産業分野で最も重要とされる 4 大規制となっている。以下に各規制について概要を示すが、これらの指令と規則には、意図及び目的、適用対象分野、適用の決定、環境情報あるいは文書提供の要求、参加、決定、監視及び管理手段、情報提供の要求等多くの重複する部分がある。異なった手順を調整するあるいは統一しようとする際には、これら全ての要素を考慮することが重要となっている。

() IPPC (統合的汚染防止管理) 指令

EU 域内の産業設備から排出される汚染を最小限に抑えることを目的とする「IPPC (Integrated Pollution Prevention and Control (統合的汚染防止管理) 指令」⁷は、EU 環境関連法の中で産業活動による汚染を根源から包括的に管理する唯一の指令である。操業認可制度を設けることにより産業汚染を削減し、高い水準で環境保護を実現することを目指している。

対象の産業分野は、エネルギー、金属製造・加工、鉱物、化学、廃棄物管理、その他の6分野で、同指令の付則1に記載された産業設備に対し、空気、水質、土壌の汚染管理について、エネルギー使用、廃棄物及び事故防止に関する条項を規定しており、操業認可に加え継続的な監査が要件となっている。

同指令は、該当する全ての新規設備と大幅な変更を行う予定の既存設備に対しては 1999 年 10 月から適用されている。それ以外の既存設備に対しては 2007 年 10 月まで移行猶予期間が与えられているが、最終的に計約 6 万設備が同指令の操業認可を受けることになる。ただし、EU 新規加盟国のうちポーランドとスロベニア、スロバキア、ラトビアについては、既存設備の一部について、2008 年から 2012 年

⁶ Decision No 1600/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 22 July 2002 laying down the Sixth Community Environment Action Programme was published (Official Journal 2002.9.10 L 242)

⁷ Council Directive 96/61/EC of 24 September 1996 concerning integrated pollution prevention and control (Official Journal 1996.10.10 L 257)

までの長期の移行猶予期間を与えられた。

操業認可には「利用可能な最善のテクニック(Best Available Technique / BAT)」を基にした排出基準と操業条件が用いられている。加盟国間や産業間で BAT の情報交換を行うことが指令で規定されており、EIPPCB (European Integrated Pollution Prevention and Control Bureau, 在スペイン・セビリア) が中心となって、欧州委員会環境総局並びに EU 加盟国及び加盟候補国、EFTA 加盟国、産業界、環境 NGO が参加する情報交換フォーラム (Information Exchange Forum / IEF) が設置された。2005 年 1 月までに「BAT 参照文書」(Best Available Techniques Reference Documents / BREF) が欧州委員会によって正式採択されている分野は、パルプ・製紙、鉄鋼生産、繊維加工、大量有機化学物質など 15 分野、採択を待っているものが 3 分野、廃棄物焼却・処理、大規模燃焼プラントなど作成中のものが計 14 分野ある⁸。BREF の作成が全て終了するのは 2005 年末の予定となっている。

IPPC 指令ではまた、主な汚染の排出状況とその汚染源のデータを 3 年ごとに公表することを欧州委員会に義務付けている。各産業施設から大気及び水中に排出される 50 種類の汚染物質に関するデータを EU 加盟国が欧州委員会に提出し、欧州委員会はこれを基に「欧州汚染物質排出登録 (European Pollutant Emission Register / EPER)」を公表⁹している。第 1 回報告では 2001 年の排出記録が公表されており、施設、産業セクター、国ごとの情報を比較することができる。第 2 回は 2006 年 6 月を提出期限に 2004 年のデータを公表する。

() 環境影響アセスメント (EIA) 指令 / 戦略的環境影響アセスメント (SEA) 指令

環境影響アセスメント (Environmental Impact Assessment / EIA) 指令 (85/337/EEC)¹⁰ 及びその改正指令 (97/11/EC)¹¹ は、特定の公共及び民間事業の認可の前に当該事業の環境への影響を評価する環境影響アセスメントの手順を定めたものである。EIA 指令は「予防原則」に基づくもので建設工事や設備などの計画について広範囲に適用される。事業認可のプロセスでは一般市民や環境関連機関との協議など、あらゆる評価結果が考慮される。IPPC 指令による操業認可では EIA のために収集された情報が重要な位置づけにあり、加盟国レベルでこれら 2 指令の要求事項を合わせて単一の手順を設けることが認められている。

EIA が事業を対象にしている一方、政策、計画、プログラムに対する戦略的環境影響アセスメントを定めているのが、戦略的環境影響アセスメント (Strategic Environmental Assessment / SEA) 指令 (2001/42/EC)¹² で、2004 年 7 月 21 日

⁸ BREF 作成の進捗状況及び BREF の内容は <http://eippcb.jrc.es/pages/BActivities.cfm> で閲覧できる。

⁹ ウェブサイト (<http://www.eper.cec.eu.int/eper/default.asp>) で閲覧できる。

¹⁰ Council Directive 85/337/EEC of 27 June 1985 on the assessment of the effects of certain public and private projects on the environment (Official Journal 1985.7.5 L 175)

¹¹ Council Directive 97/11/EC of 3 March 1997 amending Directive 85/337/EEC on the assessment of the effects of certain public and private projects on the environment (Official Journal 1997.3.14 L 073)

¹² Directive 2001/42/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001 on the assessment of the effects of certain plans and programmes on the environment (Official Journal 2001.7.21 L 197)

以降に開始された計画やプログラムについては環境アセスメントが義務付けられている。SEA 指令でも意思決定過程に一般市民の意見を組み入れる仕組みを定めている。対象となるのは、公共の都市・農村計画や土地利用、交通、エネルギー、廃棄物、水、産業（鉱業を含む）、電気通信、観光事業などの戦略的な計画やプログラム、及び特定の輸送インフラ計画やプログラムなどである。

（ ） セベソ 指令

「セベソ指令」は、1976年にイタリアのセベソにある殺虫剤・除草剤製造工場で発生したダイオキシン汚染事故を機に1982年に制定されたものだが、その後、インドやスイスなどで起きた産業汚染事故を受け、危険物質の保管に関する規定など指令の範囲を拡大するため、1987年と1988年の2度にわたり改正された。

「セベソ 指令」(正式名称「重大事故の危険性の管理に関する EU 指令 96/82/EC」)¹³は1996年に前述の IPPC 指令採択を受けて「セベソ指令」を改正したもので、危険物質による大規模災害の予防とともに、災害発生時の人間・環境への危害を最小限に食い止めることを目的としている。同指令では、化学物質の製造及び保管について管理実施内容を規定し、安全管理システムの確立、工場施設の建設や変更の規制、監査システムなどを定めている。しかし欧州では2000年から2001年にかけて、金精錬工場からシアン化合物がドナウ川に大量流出する事故、花火保管倉庫や肥料工場の爆発事故などの産業事故が続き、2003年12月にも適用範囲を拡大する改正¹⁴が行われた。EU加盟国は、2005年7月1日までに同指令の内容を国内法として整備することが求められている。

（ ） 環境管理・監査スキーム (EMAS) 規則

EMAS (Eco-Management and Audit Scheme / 環境管理・監査スキーム) は、企業や組織が自発的に環境ポリシーを推進することを狙いとした環境管理制度である。法規制だけでは環境保護に限界があり、費用対効果も薄いという課題に取り組んだことから考案されたもので、1993年に EMAS 規則¹⁵が採択された。

1995年4月に製造業の企業から EMAS 制度への登録・取得が始まったが、2001年4月に発効した新 EMAS 規則¹⁶では、対象を地方公共団体を含む全ての組織に拡大され、公表する環境実績に関する情報の透明性向上が図られた。

EMAS 制度への登録では、環境プログラムと環境管理システムを確立し、環境法規の遵守、汚染防止対策、環境実績の継続的向上を達成することが求められる。ま

¹³ Directive 96/82/EC on the control of major-accident hazards (Official Journal 1997.1.14 L 10)

¹⁴ Directive 2003/105/EC of the European Parliament and of the Council of 16 December 2003 amending Council Directive 96/82/EC on the control of major-accident hazards involving dangerous substances (Official Journal 2003.12.31 L 345)

¹⁵ Council Regulation (EEC) No 1836/93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in the industrial sector in a Community eco-management and audit scheme (Official Journal 1993.7.10 L 168)

¹⁶ Regulation (EC) No 761/2001 of the European parliament and of the council of 19 March 2001 allowing voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS) (Official Journal 2001.4.24 L 114)

た、定期的に環境報告書（声明書）を公表することが義務付けられており、認定の環境監査機関から報告書の検証を受ける必要がある。監査は3年に1回以上、環境報告書公表は1年に1回以上と定められている。

EMAS 制度のもと環境声明書の検証を受けた事業者は、EMAS のロゴを、検証済みの環境声明書や企業のレターヘッド、EMAS に参加している旨を広告する情報、製品・サービス・活動などに対する広告に使用することが認められている。製品や製品パッケージに直接ロゴを使用することはできない。



環境分野における一連の標準規格及びガイドラインを規定した ISO14001 と EMAS 規制は本来異なった目的を持つもので、要件も EMAS 規則は ISO14001 よりも厳しいものとなっている。新 EMAS 規則では、ISO14001 を EMAS 制度への登録要件である環境管理システムとして統合することが正式に認められた。

EMAS 登録事業所数の推移を見ると、2001年（3,912カ所）をピークに2003年まで減少が続いたものの、2004年には過去最高に持ち直した。登録数減少の背景には、環境報告書への一般人の興味の低さや EMAS の知名度の低さ、登録コストの高さなどの点で、ISO14001 に比べて EMAS のメリットが少ないと指摘されてきた。EU では状況打破のため改めて促進に着手したことが功を奏したと思われる。ただ、ISO14001 の取得件数は2002年12月時点の20,036件から1年間で10,290件増の30,326件となり、EMAS の登録件数を ISO14001 と比較すると差はさらに拡大している。加盟国では EMAS 登録企業に対してインセンティブを与え、取得の奨励につながる措置が導入されている¹⁷。これには中小企業に対する取得準備費用への助成金、減税措置、公共調達契約入札での追加ポイント付与などがある。

分野別指令

- () 汚染物質の大気中への排出
- (a) 自動車排ガス規制

EU における自動車の排ガス規制は、2000年から、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）について「ユーロ3（Euro III）」と呼ばれる規制があるが、これが強化されて2005年からは「ユーロ4（Euro IV）」が導入されている。乗用車でガソリン車の場合、CO、HC、NO_xともほぼ半分に減らすことを定めている。これらの措置は EU 指令（98/69/EC）¹⁸で規定された。これらの規制内容について

¹⁷ 詳細は以下の資料に詳しい。"COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT SEC(2004) 1375, Annex to the Report from the Commission to the Council and the European Parliament ON INCENTIVES FOR EMAS REGISTERED ORGANISATIONS {COM(2004)745 final}", Commission of the European Communities (Brussels, 9.11.2004) (http://europa.eu.int/comm/environment/emas/pdf/news/incentives_en.pdfよりダウンロード可。)

¹⁸ Directive 98/69/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 relating to measures to be taken against air pollution by emissions from motor vehicles and amending Council Directive 70/220/EEC (Official Journal 1998.12.28 L 350)

表 2 に示したが、規制は乗用車と 3,500kg 以下の小型商用車で区分され、さらにそれぞれガソリン車とディーゼル車で規制が異なっている。小型商用車の場合は、車体の参考重量 (Reference Weight / RW) によって 3 つに区分され、1,305kg を超える小型商用車についてはユーロ 4 の実施時期が 1 年遅れの 2006 年となっている。重量車両については、これとは別にユーロ 3 とユーロ 4 の規定がある。

規制はさらに、次の「ユーロ 5」でより強化が図られることになっており、欧州委員会では 2005 年春にも「ユーロ 5」の規制案を採択し、早ければ 2008 年 10 月、遅くても 2010 年までにも実施する予定である。「ユーロ 6」の規制案の採択は 2005 年秋に予定されている。

表 2： EU の自動車排ガス規制（ユーロ 3 とユーロ 4）

（単位：g/km）

カテゴリー	クラス	参考車体重量 (Reference Weight)	制限値								
			CO		HC		NOx		HC+NOx		PM ⁽¹⁾
			ガソリン車	ディーゼル車	ガソリン車	ディーゼル車	ガソリン車	ディーゼル車	ガソリン車	ディーゼル車	ディーゼル車
ユーロ 3 2000 年	乗用車 M ⁽²⁾	全車両	2.3	0.64	0.20	-	0.15	0.50	-	0.56	0.05
	小型商用車 N1 ⁽³⁾	I 1,305kg 以下	2.3	0.64	0.20	-	0.15	0.50	-	0.56	0.05
		II 1,305kg 超 1,760kg 以下	4.17	0.80	0.25	-	0.18	0.65	-	0.72	0.07
		III 1,760kg 超	5.22	0.95	0.29	-	0.21	0.78	-	0.86	0.10
ユーロ 4 2005 年	乗用車 M ⁽²⁾	全車両	1.0	0.50	0.10	-	0.08	0.25	-	0.30	0.025
	小型商用車 N1 ⁽³⁾	I 1,305kg 以下	1.0	0.50	0.10	-	0.08	0.25	-	0.30	0.025
		II 1,305kg 超 1,760kg 以下	1.81	0.63	0.13	-	0.10	0.33	-	0.39	0.04
		III 1,760kg 超	2.27	0.74	0.16	-	0.11	0.39	-	0.46	0.06

(1) 圧縮点火エンジンについて。

(2) 重量 2,500kg を超える車両を除く

(3) 及び上記(2)に指定された乗用車(カテゴリーM)

出所： 欧州委員会資料(“Current and Future European Community Emission Requirements”,

European Commission October 2003) より作成

EU ではさらに、1998 年に欧州委員会と欧州自動車工業会(ACEA)が協議して業界自主規制による目標を定め、CO₂の削減で日・米に先行して厳しい基準を設定している。合意内容の主なポイントは以下の通りである¹⁹。

- 2000 年までに CO₂ 平均排出量が走行距離 1 km 当たり 120g の車種を投入する。
- 2003 年の新車乗用車の平均排出量を走行距離 1 km 当たり 165 ~ 170g とする。
- 2008 年から販売される新車乗用車では走行距離 1 km 当たり 140g 以下とする。
- 平均排出量は新車乗用車の全車種の販売台数で計算する(大型車の多いメーカーは燃費に優れ CO₂ の排出量が少ない小型車の販売で相殺できる)。
- 2012 年までに平均排出量を走行距離 1 km 当たり 120g 以下にする(1995 年比で 35% の削減) ことを検討する。

¹⁹ COMMISSION RECOMMENDATION of 5 February 1999 on the reduction of CO₂ emissions from passenger cars (notified under document number C(1999) 107) (1999/125/EC) (Official Journal 1999.2.13 L40)

この自主規制については欧州以外の自動車業界にも参加を要請し、日本自動車工業会（JAMA）²⁰と韓国自動車工業会（KAMA）²¹では2009年までに走行距離1km当たり140g（1995年比で25%減）を達成することになっている。2004年2月の欧州委員会の発表²²によると、EU15カ国で販売される新規乗用車からのCO₂排出量は1995年から2002年までの間に10.8%減少した²³。しかし、現状では2008年の目標達成は厳しい²⁴とされ、欧州自動車業界の一部からは2012年の目標は実現不可能という声も出てきている。

（b）工場からの汚染物質に関する排出規制指令

大規模燃焼施設からの一部の汚染物質の大気中への排出の制限に関する指令「大規模燃焼施設からの一部の汚染物質の大気中への排出の制限に関する指令」²⁵は、大規模燃焼施設から排出される酸性化汚染物質とオゾン前駆物質の排出削減を全体的な目的とする。1988年の指令²⁶を2001年に改正したもので、既存施設から排出される二酸化硫黄（SO₂）と二酸化窒素（NO_x）の年間排出量を削減し、新規施設から排出されるSO₂とNO_x、及び塵の排出上限を設けている。適用対象は、使用している燃料の種類（固体、液体、気体）に関わらず、熱出力50MWを超える燃料施設で、発電所、石油精製所、製鋼所などが含まれる。

二酸化硫黄（SO₂）と二酸化窒素（NO_x）と塵の排出について旧指令より厳しい制限を設けたほか、それ以前は排出制限が適用されていなかった、旧指令の発効日である1987年7月1日以前に認可を受けた工場（「既存施設」）について、新たな要件を設定した。また、熱電併給（コージェネレーション）を奨励し、バイオマス燃料の使用にも具体的な排出制限を設けている。さらに、NO_xの排出量を制限するため、発電での使用が増えているガスタービンも対象に含めている。

²⁰ COMMISSION RECOMMENDATION of 13 April 2000 on the reduction of CO₂ emissions from passenger cars (JAMA) (notified under document number C(2000) 803) (2000/304/EC) (Official Journal 2000.4.20 L100)

²¹ COMMISSION RECOMMENDATION of 13 April 2000 on the reduction of CO₂ emissions from passenger cars (KAMA) (notified under document number C(2000) 801) (2000/303/EC) (Official Journal 2000.4.20 L100)

²² “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT, Implementing the Community Strategy to Reduce CO₂ Emissions from Cars: Fourth annual report on the effectiveness of the strategy (Reporting year 2002) [COM(2004) 78 final]” http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/cnc/2004/com2004_0078en01.pdf

²³ 2002年のCO₂排出量はACEAが165g/kmと1995年比で10.8%減であった。なお、これらのデータはEU加盟国から提供されたものであり、ACEAによるデータでは2002年のCO₂排出量は163g/km、1995年比で12.1%減となっている。JAMAは174g/km（同11.2%減）、KAMAが183g/km（同7.1%減）であった。

²⁴ 自主協定の目標を達成するためには、ACEAは年間平均2.5%平均%減、JAMAは同2.8%減、またKAMAは同3.4%減を達成する必要がある。

²⁵ Directive 2001/80/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2001 on the limitation of emissions of certain pollutants into the air from large combustion plants (Official Journal 2001.11.27 L 309)

²⁶ Council Directive 88/609/EEC of 24 November 1988 on the limitation of emissions of certain pollutants into the air from large combustion plants (Official Journal 1988.12.7 L 336)

「既存施設」からのSO₂とNO_x、塵の排出については、加盟国は2008年1月1日までに、各既存施設が一定の排出上限（ELV）を満たすようにする国レベルでの排出削減プランを策定、施行する。削減プランは、既存施設の2000年までの5年間の平均稼働時間、燃料使用、熱投入量を基に、ELVを既存施設に当てはめて計算された国単位の年間排出量レベルを設定するものとする、のいずれかを選択して実行しなければならない。

廃棄物燃焼指令

2000年12月に発効した「廃棄物燃焼指令」²⁷は、有害廃棄物と無害廃棄物の燃焼に関するもので、燃焼と混合燃焼（co-incineration）による環境への悪影響を防止又は可能な限り減少させることを目的としている。「自治体運営の新規廃棄物焼却施設からの排出防止に関する指令（89/369/EEC）」及び「自治体運営の既存廃棄物焼却施設からの排出削減に関する指令（89/429/EEC）」に代わるもので、特に大気、土壌、地表水及び地下水への排出による汚染を削減し、これらが引き起こす人間の健康へのリスクを減少させることを狙いとしている。同指令は、バイオマスなどを除きほぼ全ての廃棄物に適用され、燃焼施設と混合燃焼施設に対し厳しい規定を設け、技術面での最低要件を示している。

同指令は、水への汚染排出について初めて制限規定を設けた。大気への排出（特に塵、硫黄酸化物（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、重金属）に排出上限値を設け、ダイオキシンを廃水に関する新たなパラメーターとしている。同指令によってNO_x、SO₂、重金属のほか、カドミウム、水銀などの大幅な排出削減が見込まれている。また、主に無害廃棄物から排出されるダイオキシンとフランについても、EU内の焼却施設からの排出を1998年の2,400グラムから2005年には10グラムにまで大幅に削減する見込みである。さらに、焼却過程で発生する残留物については、その危険性を最小限に留め、可能な限りリサイクルし、それが不可能な場合は、特定の条件下でのみ処理しなければならないと規定している。

同指令はまた、施設の操業許可の回収についてなど、一般市民への諮問や情報へのアクセス、操業許可発行過程における一般市民参加についても規定を設けている。指令の遵守期限は、新規施設が指令発効から2年以内、既存施設が5年以内とされた。

ガソリンの備蓄とそのターミナルからガソリンスタンドへの配送によって生じる揮発性有機化合物（VOC）の制限に関する指令

1994年12月20日に発効した、揮発性有機化合物（VOC）²⁸の「第1段階指令」

²⁷ Directive 2000/76/EC of the European Parliament and of the Council of 4 December 2000 on the incineration of waste (Official Journal 2000.12.28 L 332)

²⁸ VOCは、塗料や洗浄液、体臭防止剤など様々な製品に含まれる揮発性の物質の総称で、産業活動における過程で大気に直接又は間接的に放出される。発ガン性物質や突然変異性物質、生殖毒性物質など多くの有機化合物は健康に直接的な害を与える。また、多くの溶剤は大気中での化学的反応を通して光化学スモッグの発生やその主要構成要素であるオゾンの形成を引き起こす。

²⁹と呼ばれるこの指令は、ガソリンのターミナルでの備蓄と、ターミナルからガソリンスタンドへの配送によって生じる VOC の大気中への排出を防ぐことを目的としている。ガソリンの精製所からターミナル、ガソリンスタンドまでの流通網では、備蓄倉庫と燃料配送設備（可動式コンテナ）の中で蒸発したガソリンが封じ込められ、回収される密閉式のシステムを持たなければならない。ターミナルのガソリン備蓄設備では、フローティングルーフ（浮屋根）か蒸発回収ユニットに連結した屋上タンクを設置しなければならない。可動式コンテナ（トラック、鉄道車両、はしけ）は、荷降ろしの後、残留蒸発を封じ込めるように設計・稼働することが求められる。ガソリンスタンドの備蓄設備は、ガソリンをガソリンスタンドに運ぶ可動式コンテナに蒸気を戻さなければならないと規定されている。

VOC 溶剤指令

1999 年 3 月 11 日に発行した「特定の活動及び施設における有機溶剤の使用による揮発性有機化合物の排出制限に関する指令」(VOC 溶剤指令)³⁰は、VOC の排出上限を定め、有機溶剤を使用する産業施設の操業条件を定めることにより、環境と人間の健康に対する VOC 排出の直接及び間接的影響を防止及び削減することを目的とする。対流圏オゾンによる汚染削減をめざす全世界的戦略の一部であり、商業及び産業に使用される固定型の汚染源からの有機溶剤排出に取り組むことによって「オート・オイル・プログラム」³¹を補完し、さらに、前述の VOC 制限指令を補強するものである。

同指令は、排出上限値（排ガス中の最大溶剤濃度で測る）及び逸散（漏洩）排出上限値（溶剤投入量の割合で測る）を定めている。加盟国は、同指令の上限値を遵守するか、排出削減のための国内計画を策定・実施しなければならない。国内計画は、既存施設の VOC 排出量を、同指令の上限値を適用した場合と少なくとも同じ量を同じ期間内に削減できるものでなければならない。

特定の液体燃料の硫黄含有削減に関する指令

特定の液体燃料の硫黄含有に関する指令(93/12/EEC)の改正である同指令³²は、特定の種類の液体燃料の燃焼から生じる二酸化硫黄の排出削減と、そのような排出による人と環境への有害な影響を減らすことを目的としている。指令では、重油燃料について、2003 年 1 月 1 日より硫黄含有量が質量で 1 %を超えないものとし、軽油（ガスオイル）については、2000 年 7 月 1 日より硫黄含有量が質量で 0.2%以

²⁹ European Parliament and Council Directive 94/63/EC of 20 December 1994 on the control of volatile organic compound (VOC) emissions resulting from the storage of petrol and its distribution from terminals to service stations (Official Journal 1994.12.31 L 365)

³⁰ Council Directive 1999/13/EC of 11 March 1999 on the limitation of emissions of volatile organic compounds due to the use of organic solvents in certain activities and installations (Official Journal 1999.3.29 L 085)

³¹ 自動車及び燃料についてより厳しい基準を設定し、大気環境の改善を図る欧州委員会と自動車及びエネルギー業界によるプログラム。

³² Council Directive 1999/32/EC of 26 April 1999 relating to a reduction in the sulphur content of certain liquid fuels and amending Directive 93/12/EEC (Official Journal 1999.5.11 L 121)

上、2008年1月1日からは同0.1%以上を超えないものと規定した。軽油に関しては、燃焼施設と精製施設は、施設からの二酸化硫黄排出が1平方メートル当たり1,700ミリグラムを超えなければ、硫黄含有量1%以上の重油燃料を使用してもよいとされた。加盟国は2000年7月1日までに同指令の国内法移管を求められた。

() CO₂排出権取引制度

京都議定書は2004年11月にロシアの批准手続きが完了したことを受け、2005年2月16日にも発効する見通しとなった。議定書を批准しているEUは、温室効果ガス排出量を2008年から2012年までにEU全体で1990年時点の排出量から8%を削減させることを公約している。しかし、各国における既存の取組や今後導入が計画されている政策だけでは、加盟国の多くが議定書で設定された温室効果ガス排出量の削減目標を達成できず、旧加盟15カ国で2008年から2012年の間に排出量を1990年の水準から8%削減する目標も達成が難しいと予測されている。

目標達成のための1つの手段として、EU全域を対象としたCO₂排出権取引制度(European Union Emission Trading System / EU ETS)が2005年1月1日から開始した。初の取引は1月4日、シェル石油と英豪BHPビリトン社(世界最大手の総合資源開発会社)が1トン当たり8.4ユーロ(約1,126円)で5,000枠を売買した。まだ同制度を開始していない国もあり緩やかなスタートとなったが、これまでの取引は全て前年に契約の済んでいた先渡し取引で、スポット市場が導入されるまでは状況に大きな変化はないものと予想されている。

EU指令2003/87/EC³³によって規定されているEU ETSは世界初の多国間排出取引市場で、温室効果ガスの排出枠を上回った企業と下回った企業が排出権を売買できるものだが、第1段階(2005~2007年)ではCO₂だけを対象とし、業種についても石油精製や鉄鋼、セメント、製紙などの大型産業施設に限定した。開始時の対象施設数は25カ国合わせて1万2,000カ所だが、これら施設からのCO₂排出量はEU全体の45%、温室効果ガス総排出量の30%に相当する。欧州委員会は、化学、アルミ製造、輸送などの部門についても適用対象として拡大することを2006年半ばに検討する。第1段階では加盟国政府は排出枠の最高5%、第2段階(2008~2012年)では最高10%をオークションにかけることができる。残りの排出枠は無料で割り当てる。

過剰割当により取引市場価格が低下すれば排出削減へのインセンティブが下がるうえ、制度対象外の部門が排出削減の努力を強いられることになるため、CO₂排出枠の国内割当計画(NAP)が同制度の柱となっている。排出枠総量と割当方法は、各国政府が、京都議定書の削減目標に対する各国負担分の達成度と制度適用外分野での排出量等を念頭に入れて策定し、これを欧州委員会が承認する。京都議定書の共同実施制度(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)によって海外で生まれ

³³ DIRECTIVE 2003/87/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC (Official Journal 2003.10.25 L 275)

たクレジットも EU ETS の排出量削減義務に算入することが認められたが³⁴、排出枠のうち海外からのクレジットが占めることができる割合は各加盟国が決める。

制度運用は予定通り開始されたものの、25 カ国のうちチェコ、ギリシャ、イタリア、ポーランドの4 カ国はまだNAPを提出していない(2005年1月19日時点)。英国については2004年10月にNAPを修正、欧州委員会に再提出したため、国内事業者ごとの割当は早くても2005年3月末までは確定しない見通しである。

表 3： EU 加盟国の温室効果ガス排出量と京都議定書の目標達成度（2008～2012年）

国	基準年 排出量 ⁽¹⁾ (CO ₂ 換算 100万ト)	2002年 排出量 ⁽²⁾ (CO ₂ 換算 100万ト)	基準年/2002年 増減率 ⁽³⁾ (%)	2001年/2002 年増減率 ⁽⁴⁾ (%)	京都議定書 2008～2012年 の目標に対する 各国負担分 (%)	目標までの 距離指数 (DTI) ⁽⁵⁾ 2002年
オーストリア	78.0	84.6	8.5	0.3	-13.0	16.3 (10.9)
ベルギー	146.8	150.0	2.1	0.5	-7.5	6.6 (5.6)
デンマーク	69.0	68.5	-0.8	1.2	-21.0	11.8 (8.6)
フィンランド	76.8	82.0	6.8	1.7	0.0	6.8
フランス	564.7	553.9	-1.9	-1.4	0.0	-1.9
ドイツ	1,253.3	1,016.0	-18.9	-1.1	-21.0	-6.3
ギリシャ	107.0	135.4	26.5	0.3	25.0	11.5
アイルランド	53.4	68.9	28.9	-1.6	13.0	21.1 (17.0)
イタリア	508.0	553.8	9.0	-0.1	-6.5	12.9
ルクセンブルグ	12.7	10.8	-15.1	10.4	-28.0	1.7 (-12.4)
オランダ	212.5	213.8	0.6	-1.1	-6.0	4.2 (-1.4)
ポルトガル	57.9	81.6	41.0	4.1	27.0	24.8
スペイン	286.8	399.7	39.4	4.2	15.0	30.4
スウェーデン	72.3	69.6	-3.7	2.0	4.0	-6.1
英国	746.0	634.8	-14.9	-3.3	-12.5	-7.4
旧 EU15 カ国	4,245.2	4,123.3	-2.9	-0.5	-8.0	1.9 (1.4)
チェコ	192.1	142.8	-25.7	-3.5	-8.0	-20.9
エストニア	43.5	19.5	-55.2	0.3	-8.0	-50.4
ハンガリー	113.1	78.0	-31.0	-1.2	-6.0	-27.4
ラトビア	28.9	10.6	-63.1	-1.1	-8.0	-58.3
リトアニア	50.9	20.2	-60.2	-9.5	-8.0	-55.4
マルタ ⁽⁶⁾	2.2	2.8	28.5	n.a.	n.a.	n.a.
ポーランド	565.3	382.8	-32.3	n.a.	-6.0	-29.0
スロバキア	72.4	51.1	-29.4	-1.1	-8.0	-24.6
スロベニア	20.6	20.4	-1.1	0.6	-8.0	3.7
新規加盟 9 カ国 ⁽⁶⁾	1,088.9	728.4	-33.1	-1.0	-7.1	-31.7
EU24 カ国	5,334.2	4,851.6	-9.1	-0.6	n.a.	n.a.
ブルガリア	141.9	62.4	-56.0	-5.1	-8.0	-51.2
ルーマニア	262.8	136.6	-48.0	3.9	-8.0	-43.2

(1) 15 カ国のうちフィンランド及びフランスが1990年を基準年としているが、残り13カ国は議定書で認められている通り1995年を基準年としている。新規加盟国及び加盟候補国(ブルガリア及びルーマニア)では、ハンガリー1986～1987年平均値、ポーランド1988年、スロベニア1986年、その他の国は1990年。

(2) マルタ2000年のデータ。

(3) マルタ1990/2000年、ポーランド基準年/2001年の増減率。

(4) リトアニア1998/2002年の増減率。

³⁴ DIRECTIVE 2004/101/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 October 2004 amending Directive 2003/87/EC establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community, in respect of the Kyoto Protocol's project mechanisms

- (5) 2002年の排出値と2010年の目標までの距離指数(DTI: Distance-to target-indicator)で、マイナス値は当該加盟国の排出値が目標値ラインを下回り、プラス値は上回っていることを示す。カッコ中の数値は計画の京都メカニズムを使用した場合の目標までの距離指数。ポーランド2001年のデータ。
- (6) マルタ(及びキプロス)については京都議定書の目標は設定されていない。新規加盟9カ国の計・平均値については、進捗状を示すことを目的に算出されたものであり、これらの国全体での達成に対して法的拘束力があるわけではない。

出所: "Analysis of Greenhouse Gas Emission Trends and Projections in Europe 2004, Final Draft

Version (EEA Technical Report No 7/2004)", European Environment Agency の各種データより作成

() 廃電気・電子機器指令(WEEE指令)

EUでは使用済みの電気・電子機器を分別収集し、埋立処分量の削減や自治体のごみ焼却負荷の低下を目的とする「廃電気・電子機器(Waste Electrical and Electronic Equipment / WEEE)指令」³⁵により、2005年8月13日以降、製造メーカーが地域の回収場所に消費者が廃棄した廃品を回収・リサイクルする責任を負うことになる。同指令のポイントは下記の通りであるが、これらのうち●印がついた2点については、地理的条件やインフラ整備などの状況を考慮し、アイルランドとギリシャ及びスロベニア以外の新規加盟9カ国に対しては2年、スロベニアについても1年の猶予が認められている³⁶。

WEEE指令の対象製品分野

- 大型家電製品
- 小型家電製品
- 情報技術・電気通信機器
- 医療機器
- 消費者用機器(ラジオ、テレビ、ビデオカメラなど)
- 監視・コントロール機器(煙探知機、サーモスタット、計測器など)
- 照明器具
- 電気・電子工具
- がん具、レジャー用品、スポーツ用品
- 自動販売機(飲料、現金引出し機など)

規定の主なポイント

- 各加盟国は2006年12月31日までに、一般世帯について、国民1人当たりの

³⁵ Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on waste electrical and electronic equipment (WEEE) - Joint declaration of the European Parliament, the Council and the Commission relating to Article 9 (Official Journal 2003.2.12 L36)

³⁶ [キプロス、マルタ、ポーランドについては別途、理事会決定で規定] 2004/486/EC: COUNCIL DECISION of 26 April 2004 granting Cyprus, Malta and Poland certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4. 30 L162)
[上記3カ国以外の新規加盟国] 2004/312/EC: COUNCIL DECISION of 30 March 2004 granting the Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Slovakia and Slovenia certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4.6 L100)

年間平均で最低 4 キログラムの廃品を分別回収する義務を負う。

- 各加盟国は最終所有者から廃品を無料で引き取る制度を 2005 年 8 月 13 日までに確立し、メーカーが廃棄物の収集、処理、再生、廃棄のコストを負担する。
- 同日以降に販売される製品については、各社が自社製品に対してコストを負担する。
- 同日以前に市場に出された製品の廃棄物リサイクルのコストについてはメーカーが共同で負担するが、メーカーは 8 年（冷蔵庫など大型家電製品の場合は 10 年）の移行期間に限り廃棄物処理コストを新しい製品の価格に含むことを認める。
- 同日以前に販売された製品で、一般世帯以外から廃棄物として出されたものは、その製品と同様の（又は同じ機能を果たす）新製品を発売したメーカーがリサイクルの費用を負担する（EU 指令 2003/108/EC³⁷による改正）。ただし、メーカーのリサイクル費用負担を軽減するため、そうした新製品が発売されない場合は、製品利用者がその費用を負担する。
- 電気・電子機器の分別回収には右のロゴを使用する。
- 製造メーカーは、廃品のリカバリー、再利用・リサイクル率の目標（下記表）を達成する義務を負う。
- 加盟国は上記目標の達成状況をモニタリングし、2 年ごとに欧州委員会に報告する³⁸。
- リカバリー及び再利用・リサイクルの達成目標は、2008 年 12 月 31 日までに再設定する。



表 4： WEEE 指令で定められたリカバリー率、再利用率、リサイクル率目標（1 台当たりの重量比平均）

	製品からの 最低リカバリー率	部品・材料・素材の 最低再利用率・ リサイクル率
大型家電製品，自動販売機	80%	75%
情報通信・電気通信機器，消費者用機器	75%	65%
小型家電製品，照明機器，電気・電子工具，玩具・レジャー用品・スポーツ用品，監視コントロール機器	70%	50%
医療機器	2008 年 12 月 31 日までに設定	

ガス放電ランプは、部品・材料・素材の再利用率・リサイクル率を重量比最低 80%とする。

出所： WEEE 指令（第 7 条及び付則 IA）よりまとめ

³⁷ DIRECTIVE 2003/108/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 December 2003 amending Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (Official Journal 31.12.2003 L345)

³⁸ 別途、理事会決定で規定。2004/249/EC: Commission Decision of 11 March 2004 concerning a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (Official Journal 16.3.2004 L 078)

なお、各種の EU 環境関連指令において使われている「リカバリー」の定義³⁹は、いわゆる「リサイクル」や再生・再利用、熱回収、コンポストなどを含む幅広い概念である。「廃棄物に関する枠組み指令」(75/442/EEC)の付則 II.B に例示されたような手段で使用済み製品から何らかの形で一定の割合の素材や部品などを回収・回復しなければならないのが「リカバリー率」に当たり、そのうち手段をリサイクルに限定したものが「リサイクル率」となる。

() 電化製品への有害物質使用制限指令 (RoHS 指令)

上記の WEEE 指令と同日に発効した「電化製品への有害物質使用制限 (Restriction of Hazardous Substances / RoHS) 指令」⁴⁰では、電子・電気業界は 2006 年 7 月以降に販売される製品について、現在製品に使用している鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤のポリ臭化ビフェニール (PBB) 及びポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) の 6 物質を使用停止し、代替物質を調達することが求められている。

ただし、代替物質がまだ開発されていない使用方法については、例外措置として使用禁止の適用を除外することが認められており、はんだや電子部品のガラス部分、圧電気装置、コンピューター・サーバーやその他のデータ保管システムに使用される鉛などが適用除外となった。欧州委員会は現在もステークホルダーへの諮問を実施しており、6 物質について産業界から提案のあった特定の使用方法 22 種類について例外措置とするかどうかを検討中である。いったん適用除外となったものについても 4 年ごとに見直しが行われる。

同指令ではまた、リサイクルされた製品が有害物質で汚染されるのを防止するため、特別な処理が必要とされる各種の部品を廃棄物から分別することを定めている。これには、電池、ブラウン管、携帯電話用回路基板、フッ化炭化水素、外部用電気ケーブル、及び臭素系難燃剤を含有するプラスチック類などが含まれる。

() 廃車指令 (ELV 指令)

2000 年 10 月に発効した「廃車 (End-of-life Vehicle / ELV) 指令」⁴¹は、使用済み自動車の有用部品・材料のリサイクル率を高めるとともに、自動車に使われる有

³⁹ 廃車指令、WEEE 指令、包装廃棄物指令においては、「リカバリー」とは「廃棄物に関する枠組み指令 75/442/EEC の Annex II.B に記載されたものを指す」とのみの定義している。Annex II.B には、リカバリーに該当する「オペレーション」が例示されている。現在有効な「リカバリー」の定義は、欧州委員会決定 96/350/EC に掲載されている Annex II.B が最新のものとなっている。

- Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal 25.07.1975 L 194)
- Council Directive 91/156/EEC of 18 March 1991 amending Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 26/03/1991 L 078)
- 96/350/EC: Commission Decision of 24 May 1996 adapting Annexes IIA and IIB to Council Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 06/06/1996 L 135)

⁴⁰ DIRECTIVE 2002/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (Official Journal 13.2.2003 L37)

⁴¹ Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of-life vehicles - Commission Statements (Official Journal 21/10/2000 L 269)

害物質を減らして解体処理後の廃棄物に有害物質が含まれないようにすることを目指している。そのため、新車の製造で使用が禁止される物質が指定されたほか、廃車の回収・リサイクル制度を導入し、自動車メーカーに廃車の解体とリサイクルのコスト負担を義務付けている。自動車メーカー及び素材・部品メーカーには以下のような対応が求められている。

- 自動車メーカーは、車両設計段階で有害物質の使用を削減する。
- 廃棄車両（ELV）の解体、再利用、回収、リサイクリングが可能となる車両を設計・製造し、リサイクルできる材料の活用を増加する。
- 2003年7月1日以降に販売する新車では、水銀、六価クロム、カドミウム、鉛の使用禁止、又は同含有部品の埋立を禁止する（一部例外措置あり）。
- EU加盟各国はELV及び使用済み廃棄部品の回収システムと、認定解体施設への移動、解体証明書の発行（無料）と車両登録抹消を行うシステムを確立する。
- 2007年以降、ELVの処理は最終利用者の負担ではなく、処理コストの全て又は大部分を自動車メーカーが負担する。
- ELVのリサイクル率を2006年1月までに車両重量当たりでリカバリー85%、再利用・リサイクル80%、2015年1月までにリカバリー95%、再利用・リサイクル85%に引き上げる。なお、2015年までの目標値は、2005年末までに見直しを行う。

また欧州委員会は2004年3月、新車における部品及び材料についても、再利用率及びリサイクル率、リカバリー率の最低基準を定める新たな指令案を採択している⁴²。これは廃車指令における2015年までの目標達成を目指すためのもので、2006年以降の再利用・リカバリー率を最低85%、再利用及びリサイクル率で同80%を達成し、2015年からは最低目標値をそれぞれ95%、85%に引き上げるというもので、2008年から適用される見通し。同指令案は2005年に入って欧州議会での討議が開始されており、決定は2月以降となるもよう。

() REACH 規則

化学物質の中央データベースへの登録（Registration）と評価（Evaluation）、認可（Assessment）を総合的に行う単一の規制システム「REACH（Registration, Evaluation, Assessment of Chemicals）」の創設を提案した新化学物質規則案は2003年10月、欧州委員会によって採択された⁴³。EUの化学物質産業の競争力を

⁴² “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the type-approval of motor vehicles with regard to their re-usability, recyclability and recoverability and amending Council Directive 70/156/EEC (COM(2004) 162 final, 2004/0053 (COD))”, Commission of the European Communities

⁴³ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH),

維持し、技術革新能力を向上させながら、人間の健康及び環境の保護を強化することが目的だが、化学物質のリスク管理と安全性に関する情報提供について産業界により大きな責任を持たせる。登録事務やデータベースの管理は新設される欧州化学庁（European Chemicals Agency）が行う。

EUでは従来から、1981年9月18日以降に市場に流通した「新規化学物質」については、年間生産量10キログラム以上からリスク評価と届け出が義務付けられているが、これ以前に流通した「既存化学物質」については、大量に存在するもの以外は免除されている。しかし、市場に出ている化学物質の99%（10万種類以上）は「既存化学物質」が占めることから、これら物質についても危険性の確認が必要と指摘されてきた。REACHシステムでは以下のように「登録」「評価」「認可」の3段階を設定することが提案されている。

- 「登録」・・・年間1トン以上の化学物質を生産又は輸入している事業者は、当該物質を特性、毒性、避けるべき使用方法などの情報を用途ごとに中央データベースに登録する。中間体やポリマー、EUの他の規定が適用される化学物質については一部、登録が免除される。事業者は登録に原則的に既存の情報を利用できるが、新たに試験を必要とする場合もある。登録期限は、各業者の年間生産・輸入量が多いほど早く登録しなければならない。ただし、年間1トンを超える発がん性物質や突然変異誘発・生殖毒性物質（CMR）については規則発効後3年以内に登録しなければならない。
- 「評価」・・・「書類評価」と「化学物質評価」の2種類がある。REACHは、動物実験を最小限にとどめることを目的に実験データの共有やほかの情報源の使用を奨励しており、全ての動物実験の申請に対して「書類評価」が行われる。「化学物質評価」では、人間の健康や環境への危険性が疑われる化学物質について当該物質の登録書類などを検証する。欧州化学庁は、化学物質のリスクを基に、評価の優先順位を定める基準を作成する予定である。
- 「認可」・・・発がん性物質、突然変異誘発・生殖毒性物質（CMR）、難分解性・生体蓄積性・有毒物質（PBT）、著しく分解が困難で生体蓄積性の高い物質（vPvB）など、特に懸念が高い物質については、生産者又は輸入業者は特定の使用方法について欧州委員会からの認可を必要とする。欧州委員会はまた、EUレベルで管理する必要がある物質については、リスクを

establishing a European Chemicals Agency and amending Directive 1999/45/EC and Regulation (EC) {on Persistent Organic Pollutants} 及び

Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Council Directive 67/548/EEC in order to adapt it to Regulation (EC) of the European Parliament and of the Council concerning the registration, evaluation, authorisation and restriction of chemicals [COM 2003 0644 (03)]

http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2003/com2003_0644en.html

許容範囲にとどめるための使用制限措置を採ることができる。

現在市場に流通している化学物質のうち、REACH システムで登録を義務付けられるのは3万種、そのうち評価の対象となるのは20%、認可の対象は約1,500種になると予測されている。中間体も4万種が登録が必要となるが、登録要件は他の物質に比べ簡素なものになる。

REACH システムにより化学物質業界が直接負担するコストは11年間で23億ユーロと試算されており、産業界からの反発も大きい。そのため、登録段階における優先付けの方法や、産業界に過度な負担がかからないコスト効果が高く柔軟なシステムを模索することが課題となっている。REACH 規則案の最終的な採択は2005年末までは実現しないと見られる。

() 環境責任指令

2004年5月に発効した「環境責任指令」(2004/35/EC)⁴⁴は、「汚染者負担」の原則に則り、様々な産業活動が原因で引き起こされる環境破壊の予防と修復について企業などにその経済的責任を負わせることを目的としている。同指令では、環境破壊(又は差し迫った環境破壊の恐れ)を生じさせた事業者が経済的責任を負うことを基本的原則とし、これにより、事業者が経済的責任を低減させるべく環境破壊を最小限に抑える措置と努力を促す。

対象範囲は、野生動物及び自然生息地、水資源への損害、人間の健康に重大な被害をもたらす土壌汚染などで、原子力及びオイルタンカー事故による損害は適用対象から外された。また、水・大気への汚染物質の排出、危険化学物質の生産・保管・使用・排出・廃棄物処理などの危険な業務を行う事業者は、例え過失がない場合でも、その業務による環境破壊の予防・修復に責任を負う。その他の比較的危険性の低い業務を行う業者は、自然生息地又は生物に対する損害に過失・不注意があったと認められた場合のみ責任を負う。

事業者に損害賠償保険への加入義務化については、2010年に検討が行われる予定で、当面は加入は任意となった。加盟国は、2007年4月30日までに同指令に合わせて国内法を整備しなければならない。2014年に指令内容の見直しが行われ、改正を検討する。

() 統合製品政策(IPP)

統合製品政策(Integrated Products Policy / IPP)は、天然資源からの物質の抽出、設計、製造、組立、マーケティング、流通、販売、使用そして廃棄されるまでの製品ライフサイクルのあらゆる段階において環境への影響を最小化しようとするものである。IPPは、設計者やメーカー、小売店、消費者など多くの人々や製品

⁴⁴ Directive 2004/35/CE of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on environmental liability with regard to the prevention and remedying of environmental damage (Official Journal 2004.4.30 L 143)

に関わるものであるため、単一の政策や措置で対応できるものではなく、経済的措置、特定物質の使用禁止、自主協定、環境ラベリング、製品デザインに対するガイドラインなど種々のツールが考えられ、EU ではこれらを効果的に組み合わせるための枠組みが検討されている。

この枠組みは最終的に指令とすることが当初の予定であるが、2004 年 4 月には欧州委員会から、IPP 枠組み指令案は 2007 年までは提出されないか、又は全く実現しないかもしれないとの示唆もあった。現在は、欧州委員会が 2003 年 6 月に採択した実施戦略⁴⁵に沿って IPP が推進されている。戦略では、具体的な製品のパイロット・プロジェクト、ライフサイクルアセスメント (LCA) のベスト・プラクティスに関する実践ガイドラインの発行、欧州委員会によるグリーン調達のための行動計画策定などの事業が提案された。パイロット・プロジェクトについては、すでに携帯電話 (ノキア社) 及びチーク材製ガーデンチェア (カルフル社) が選定され、1 年間の予定で実施されている。

() エコデザイン指令

電気・電子機器や暖房器具などのエネルギー消費型の製品のライフサイクル全体の環境パフォーマンスを向上させることを狙った「エネルギー消費型製品 (Energy Using Products / EuP) のエコデザインに関する枠組み指令案⁴⁶」に関する討議は終盤に入っており、2005 年夏前には採択される可能性が高い。

エコデザイン指令は、製品開発・設計の早い段階で環境への配慮を系統的に組み込もうというもので、前述の IPP の原則を適用したものである。WEEE 指令や RoHS 指令、また家電製品のエネルギー効率の表示について定めたエネルギーラベル指令⁴⁷など、製品の環境面に関わる他の EU 指令とのシナジー効果が期待されている。

エコデザイン指令そのものは一般的な原則を定めるもので、エコデザインの具体的な対象製品や目標、メーカーが遵守すべき明確なルールなどの詳細規定は、指令採択後に産業界や NGO など利害関係者との諮問を経て欧州委員会が制定する「実施対策 (implementing measures)」で示されることになっている。「実施対策」の適用対象は、EU 市場で大量に流通し欧州の環境に重大な影響を与え、大きな改善の可能性のある製品に限られる。

() 包装廃棄物指令改正

⁴⁵ “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT Integrated Product Policy, Building on Environmental Life-Cycle Thinking (Brussels, 18.6.2003, COM(2003) 302 final)”, Commission of the European Communities

⁴⁶ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL On establishing a framework for the setting of Eco-design requirements for Energy-Using Products and amending Council Directive 92/42/EEC [COM(2003) 453 final]

⁴⁷ Council Directive 92/75/EEC of 22 September 1992 on the indication by labelling and standard product information of the consumption of energy and other resources by household appliances (Official Journal 1992.10.13 L 297)

包装廃棄物指令（94/62/EC）⁴⁸は1994年12月に発効したもので、EU域内で市場に出される全ての包装物と、使用される場所や放出される場所（産業、商業、事務所、店舗、サービス、一般世帯など）やその素材にかかわらず、全ての包装廃棄物に対して適用されるものである。同加盟国は、国内でのプログラムや包装の再利用を通して、包装廃棄物の生成を避けるための措置をとることが求められ、2001年6月末までに使用済み包装物の返却や回収ができる制度を導入し、リカバリー率50%～65%、リサイクル率25%～45%（うち個々の包装素材の重量で最低15%）を達成する目標が設定された⁴⁹。また、包装物の組成と、再利用、リカバリー、リサイクルに関する要件が規定されている。欧州委員会はこれらの要件を欧州規格にすることを促進している。

同指令は2004年2月発効のEU指令2004/12/EC⁵⁰で改正され、2008年12月末までにリカバリー率が重量にして最低60%、リサイクル率で同55%～80%というより高い目標値を設定した。これにより、焼却をはじめ、リサイクル以外の再生方法は事実上制限されることになった。また素材別のリサイクル率の最低目標は、ガラス60%、紙・ダンボール60%、金属50%、プラスチック（プラスチックにリサイクルできるもののみ）22.5%、木材15%とした。加盟国は2005年8月18日までに同指令を国内法に移管しなければならないが、ギリシャとアイルランド、ポルトガルについては地理的条件などを考慮し、達成期限を2011年12月末までとした。新規加盟国については、マルタ2013年、ポーランド2014年、ラトビア2015年、その他の7カ国については2012年までの達成期限が設けられた。なお、欧州委員会はこの新指令発効後に10カ国一律で2012年までにする提案をしたものの、最終的には当初の規定通りとなるもよう。

さらに2007年末までに、2009～2014年までの目標値を新たに設定し、その後は5年ごとに新しい目標値を設定する。欧州委員会は2005年末までに、新指令施行の進行状況や環境への影響などに関する報告書を提出する。

廃棄物に含まれるエネルギーが熱あるいは電力として再利用され、「エネルギーの回収」が行われた場合、廃棄物焼却はリカバリーとみなされるかどうかという点について、新指令では、エネルギーの回収が行われれば一般廃棄物焼却所での焼却もリカバリー率に算入できることになった。しかしこの点については環境団体などから異論が多く、欧州委員会が策定している「廃棄物防止とリサイクルに関するテーマ別戦略」⁵¹の一環として2005年中に見直される予定である。

2001年までに包装廃棄物の少なくとも25%をリサイクルする目標は移行期間を設けられた国を除く全ての加盟国で達成されたが、2008年の目標には依然として

⁴⁸ Council Directive 94/62/EC of 15 December 1994 on packaging and packaging waste (Official Journal 1994.12.31 L 365)

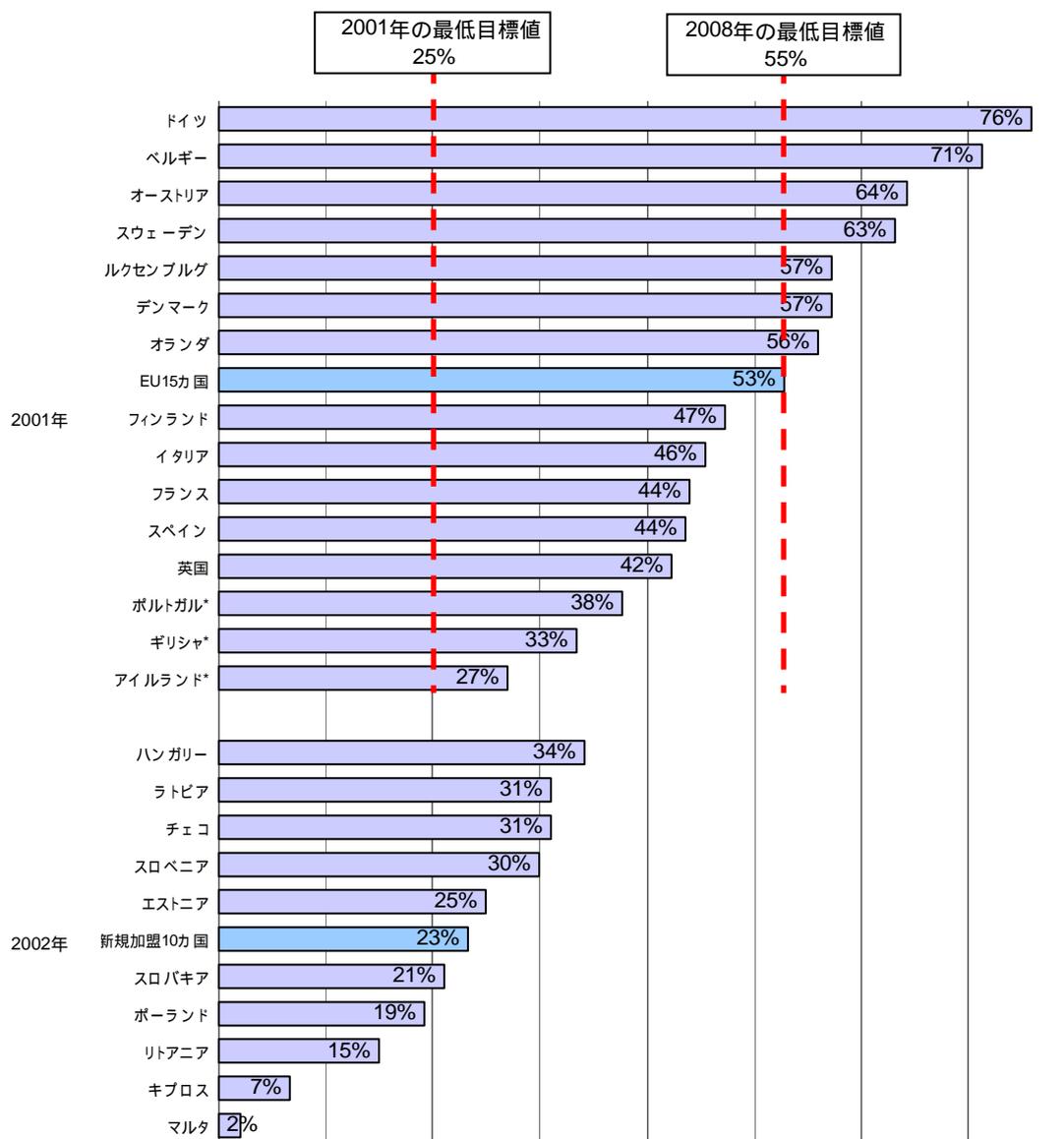
⁴⁹ ギリシャ、アイルランド、ポルトガルについては地理的条件を考慮して、遅くとも2005年12月末までに、リカバリー率・リサイクル率とも最低25%を達成する目標が認められた。

⁵⁰ DIRECTIVE 2004/12/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 11 February 2004 amending Directive 94/62/EC on packaging and packaging waste (Official Journal 2004.2.18 L 47)

⁵¹ Thematic Strategy on the prevention and recycling of waste

ほど遠い状況にある。

表 5： リサイクルされた包装廃棄物の割合



出所：“EEA Signals 2004”, European Environmental Agency

環境税

EU では 2004 年 1 月 1 月に、エネルギー税共通枠組み指令（2003/96/EC）⁵²が発効し、1992 年から鉱物油（石油製品）に対して規定していた最低税率⁵³を引き上

⁵² Council Directive 2003/96/EC of 27 October 2003 restructuring the Community framework for the taxation of energy products and electricity (Official Journal 2003.10.31 L 283)

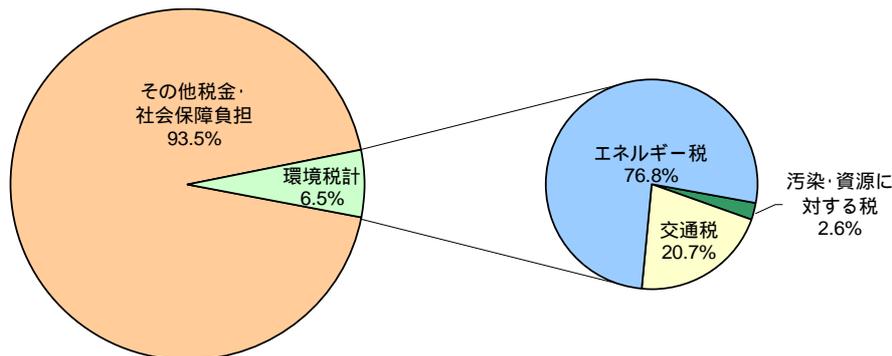
⁵³ Council Directive 92/81/EEC of 19 October 1992 on the harmonization of the structures of excise duties on mineral oils, Council Directive 92/82/EEC of 19 October 1992 on the approximation of the rates of

げる一方、EU 統一最低税率を定める対象を石炭、天然ガス、電力に拡大した（表 7 参照）。鉱物油の EU 統一最低税率は導入以来据え置かれてきたため加盟国の実際の税率は差が開いてきたことから、加盟国間及びエネルギー製品間の競争のゆがみを是正させるのが狙い。一方で、最低税率を導入することによりエネルギー価格を上昇させエネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの活用を促進する。ただし、新指令では多くの移行措置や優遇措置が設定されており、旧 EU 加盟国では短期的にはほとんど増税につながらず、税率の見直しも 2012 年まで行われなかった点も指摘されている。

一般に環境税と呼ばれるものには、エネルギー税や車両税のほか、ディーゼル自動車による NO_x（二酸化窒素）排出、廃水、埋立税、廃棄物などに対するものがある。環境税に対する定義は EU でも統一されておらず、また課徴金もあわせて環境税と呼ぶことが多い。EU 加盟国ではエネルギー及び交通関係に重点が置かれてきたが、最近ではこれら以外の分野での課税への関心も徐々に高まってきた。例えば、自動車のエンジンサイズや CO₂ 排出値など環境要因に直結した自動車税、危険物など特定の廃棄物に対する税、パッケージ税、PVC 及びフタレート税、溶剤税などがある。また、「汚染者負担の原則」に基づいた課税のほか、多くの国では環境に有害な影響を与えない場合にはインセンティブとして付加価値税を軽減するという手法もとられている。

EU15 カ国の各種環境税による 2001 年の税収は約 2,377 億ユーロであった。これは、税金及び社会保障負担による総歳入の 6.5%、GDP の約 2.6% に相当する。環境税の内訳としては、エネルギー税が 4 分の 3 を占め、これに交通税が次ぐ。

表 6： EU15 カ国における環境税収の内訳（2001 年）



出所：“Eurostat New Cronos Database”より作成

表 7: EU におけるエネルギー製品の現行最低税額

自動車燃料 ⁽¹⁾	2003年3月時点の 最低税額	2004年1月1日以降の 最低税額	2010年1月1日以降の 最低税額
有鉛ガソリン (/1000 リットル)	337	421 ⁽²⁾	421
無鉛ガソリン (/1000 リットル)	287	359	359
ディーゼル (/1000 リットル)	245	302 ⁽³⁾	330 ⁽⁴⁾
灯油 (/1000 リットル)	245	302	330
LPG (/1000 kg)	100	125	125
天然ガス	100 (/1000 kg)	2.6 (/GJ)	2.6 (/GJ)
商工業に使用される燃料	2003年3月時点の 最低税額	2004年1月1日以降の 最低税額	
ディーゼル (/1000 リットル)	18	21	
灯油 (/1000 リットル)	18	21	
液化石油ガス (LPG) (/1000 kg)	36	41	
天然ガス	36 (/1000 kg)	0.3 (/GJ)	
暖房燃料・電力 ^{(5) (6) (7)}	2003年3月時点の 最低税額	2004年1月1日以降の 最低税額 (事業向け)	2004年1月1日以降の 最低税額 (非事業向け)
ディーゼル (/1000 リットル)	18	21 ⁽⁸⁾	21
重燃料油 (/1000 kg)	13	15	15
灯油 (/1000 リットル)	0	0	0
液化石油ガス (LPG) (/1000 kg)	0	0	0
天然ガス (/GJ)	なし	1.5	0.3
石炭、コークス (/GJ)	なし	0.15	0.3
電力 (/MWh)	なし	0.15	1.0

(注)

加盟国は、すでに確立され、また以下に設定された移行期間内に、新たな最低税率と自国の税率の差を縮小していくことが求められる。ただし、当該国の税率と新最低税率の差が新最低税率の3%を超えない場合は、加盟国は当該国の税率調整を移行期間の満了時まで待つことができる。移行期間に加え、加盟国は、欧州委員会の提案を基にしたEU理事会の事前レビューを条件に、2006年12月31日まで様々な低減を適用することができる。さらに、下記に示す移行措置にかかわらず、新最低税率の導入に困難がある加盟国は、価格安定を崩壊することを避けるため、移行期間を2007年1月1日までとすることができる。ポルトガルは、アゾレス諸島及びマデイラ島で消費されるエネルギー製品及び電力に対し、これら地域が離島であり分散している地理的特性の結果生じる輸送コストを補填するため、当指令に規定される最低税率よりも低い税率を適用することができる。フランスは2009年1月1日まで、中央政府、州政府、地方自治体や公法により管理されるその他の機関の公共機関としての活動又は取引において使用するエネルギー製品及び電力に対し、全面的又は部分的免除を適用することができる。加盟国は、農業、園芸業、養魚業、森林業において使用されるエネルギー製品及び電力に対し、最低ゼロの税率を適用することができる。

(1) ギリシャは、レスボス島、ヒオス島、サモス島、ドデカニソス諸島、キクラデス諸島、及び以下のエーゲ海諸島(タロス、北ソラデス、サモトラケ、スキロス)の領域で消費される推進用の軽油及びガソリンに対し、当指令に規定される最低税率よりも最高で1,000リットル当たり22ユーロ低い税率を適用できる。

(2) ギリシャは、ガソリンに対する新最低税率を2010年1月1日までに決定する。

(3) 加盟国は、ディーゼル油について、欧州共同体の新たな最低水準を遵守し、商業用の税率が2003年1月1日時点の全国レベルを下回らない限りにおいて、商業目的・非商業目的の使用で区別することができる。低硫黄燃料に対しても同様の措置をとることができる。フランスは2005年1月1日まで、商用車に使用されるディーゼル燃料に対し、別途税率を定めることができる。ただし、2003年3月1日以降は1,000リットル当たり380を下回ってはならない。イタリアは2005年1月1日までは陸上運輸業者が使用する燃料に対しては間接税率の引き下げを適用できるが、2003年1月1日以降は、重量3.5t~11.5tの車両については1,000リットル当たり360を、重量11.5t以上の車両については343を下回ってはならない。2004年1月1日以降は370を下回ってはならない。スペイン、ベルギー、オーストリアは2007年1月1日までに、302の税率に調整し、2012年1月1日までに330に達すること。ルクセンブルグ及びポルトガルは2009年1月1日までに、ギリシャは2010年1月1日までに302の税率に調整し、3カ国とも2012年1月1日までに330に達すること。これら5カ国は、推進用に使用される軽油の商業使用については、2003年1月1日時点の当該国の税率を引き下げないことを条件に、1,000リットル当たりの税率が287(ルクセンブルグ及びポルトガルは272、ギリシャは264)を下回らない範囲で、2009年12月31日まで特別税率を適用できる。またこれらの国は、2010年1月1日から2012年1月1日までの期間、推進用に使用されるディーゼルの商業使用については、2010年1月1日時点の当該国の税率を引き下げないことを条件に、1,000リットル当たりの税率が302を下回らない範囲で特別税率を適用できる。スペイン、ポルトガル、ギリシャについては、2012年1月1日まで、推進用に使用される軽油の商業使用に適用される特別税率をタクシーにも適用することができる。

(4) 2013年1月1日以降の最低税率については、EU理事会が2012年1月1日までに、欧州委員会の報告書及び提案を基に決定する。

(5) ポルトガルは2010年1月1日まで、電力に対する税率において全面免除又は一部免除を適用することができる。ギリシャは2010年1月1日まで、現行の電力税制をインプット方式からアウトプット方式に転換するための移行期間を設定することができる。

(6) アイルランドは2008年1月1日まで、電力に対する税率において全面・一部免除又は割引を適用することができる。

(7) フランスは2009年1月1日まで、現行の電力税制を当指令の規定に適合させるための移行期間を設定することができる。移行期間中、当指令で設定した最低税率について評価する際、現行の地方レベルの電力税の全国平均を考慮に入れる。

(8) 2003年1月1日時点で暖房用軽油にモニタリング料金を適用することを認可されている加盟国は、暖房用軽油1,000リットル当たり10の割引税率を適用し続けることが可能である。EU理事会がこの率が競争歪曲を回避するには低すぎると判断すれば、この認可は2007年1月1日付けで廃止されることになる。

出所: 欧州委員会プレスリリース (IP/03/1456, 2003年10月27日付)

EU フラワー・エコラベル



EU では、日常的に使用される消費財（食品・飲料、医薬品を除く）とサービスを対象として、1993 年から任意の「フラワー・エコラベル」スキームが運営されている。これは、企業等における環境保護への貢献を促進し、消費者に環境に配慮した製品と一目で分かるようにすることを目的としている。

2005 年 1 月時点では 21 の製品群に取得基準が確立されているが、うち 15 製品群で延べ 227 社の企業がフラワー・エコラベルを取得している。今後はサービス分野への拡大が予定されているほか、2005 年は制度の改正も予定されている。欧州では古くから独自のエコラベル制度を持つ国⁵⁴もあり、フラワー・エコラベルは認知度も普及度もまだ全般に低いが、欧州委員会が 2002 年から実施している普及キャンペーンの効果も順調に出始めている。2005 年 1 月 18 日時点の基準の開発・取得状況は以下の通りである。

表 8： EU フラワー・エコラベルの取得・開発状況（2005 年 1 月 18 日時点）

製品分類（取得基準制定年，改定年）	取得企業数	
洗 剤	多目的用クリーナー／トイレ・バス用クリーナー（2001 年，改定中）	20
	自動食器洗い機用洗剤（1999 年，2003 年）	9
	食器洗い用洗剤手洗い用（2001 年，現在改定中）	12
	洗濯用洗剤（1995 年，1999 年／2003 年）	9
家電製品	自動食器洗い機（1993 年，1998 年／2001 年）	1
	冷蔵庫（1996 年，1999 年／2004 年／現在改定中）	1
衣料品	繊維製品（衣料・ベッドリネン・室内用織物）（1999 年，2002 年）	59
	靴類（1999 年，2002 年）	8
紙製品	ティッシュペーパー（1994 年，1998 年／2001 年）	11
	コピー用紙（1996 年，1999 年／2002 年）	4
住宅・ガーデン	ベッド用マットレス（1998 年，2002 年）	7
	室内用ペンキ／ニス（1995 年，1998 年／2002 年）	44
	肥料・土壌改良剤（1994 年，1998 年／2001 年）	17
	床材（2002 年）	3
観 光	観光宿泊施設（2003 年）	22
取得基準は存在するが取得企業はない製品分野		
<ul style="list-style-type: none"> • 洗濯機（1993 年，1996 年／1999 年） • 掃除機（2003 年） • テレビ（2002 年） • 電球（1995 年／1996 年，1999 年／2002 年） • パーソナルコンピューター（1999 年，2001 年／現在改定中） • ポータブルコンピューター（1999 年，2001 年／現在改定中） 		
エコラベルの取得基準を現在作成中の製品分野		
<ul style="list-style-type: none"> • 家具 • 印刷紙製品 • シャンプー・せっけん • ヒートポンプ • 潤滑油 • キャンプ場 		
今後、優先的にエコラベルの取得基準を作成することが予定されている製品分野		
<ul style="list-style-type: none"> • 印刷紙 • 買い物袋・手さげ袋 • 小型家電製品 • スポーツ用品 • 空調機器 • 建築資材 • 金融サービス • 自動車 • 紙製品・文房具 • 筆記用具 • ファッション・アクセサリ • 玩具・ゲーム • 暖房システム • 建設サービス • 輸送サービス • 台所用品・家庭用品 • 壁紙 • 電話機 • 手袋 • パッケージング • 温水暖房システム • 小売サービス • 配達サービス • 衛生用品（生理用品など） • ゴミ袋・プラスチック袋 • コピー機 • 革製品 • DIY 用品 • 断熱材 • ドライクリーナー • 自動車修理サービス 		

出所：欧州委員会環境総局及び Eco-label ウェブサイト（www.eco-label.com）の情報より作成

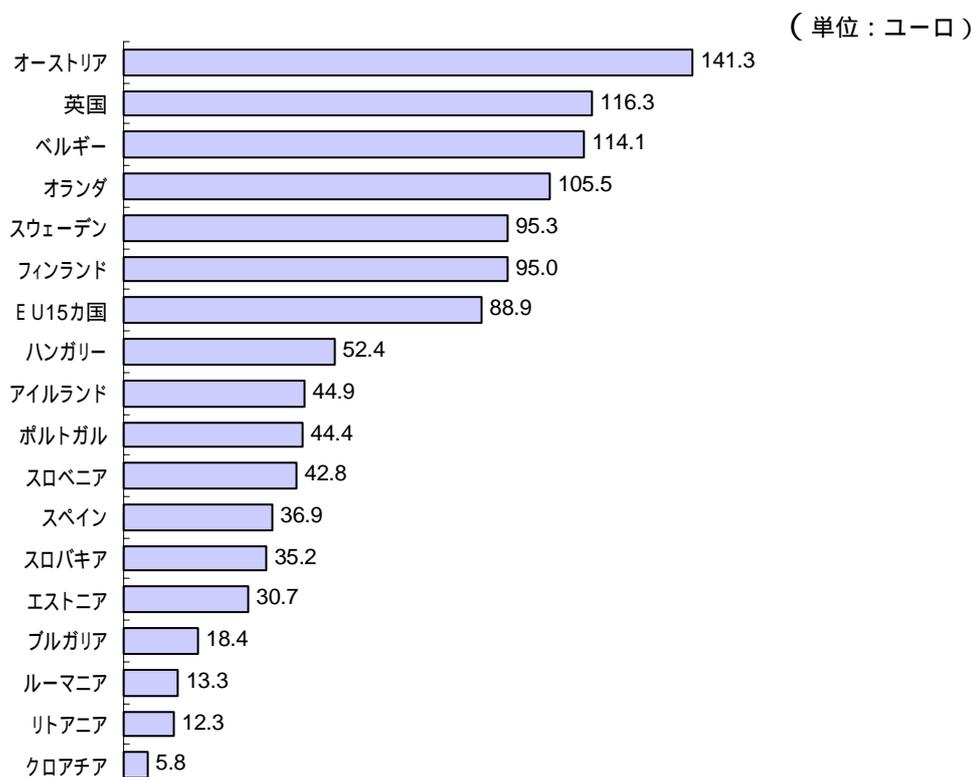
⁵⁴ 最も歴史が長く成功を収めているドイツの「ブルーエンジェル（Blauer Engel）」や、北欧 5 カ国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、アイスランド、デンマーク）で導入されている「ノルディック・スワン」がある。

3 . EU の環境支出統計

近年では、あらゆる政策分野で持続可能な開発を目的とした環境保護対策が織り込まれるようになってきていることから、環境保護対策への支出は、環境汚染低減のための社会としての責任の指標ともなっている。環境保護対策にはコストがかかるが、民間部門では企業のイメージアップや市場シェア拡大などを狙い自発的に環境対策を講じることが一般的になってきた。また、環境関連製品やサービスなど新規市場の創設にもつながっている。民間、公共部門を問わず、あらゆる産業分野で環境対策への費用が投じられている。

民間部門による環境支出を国民 1 人当たりで見ると、EU15 カ国平均で 88.9 ユーロだが、最も高いオーストリアでは 141.3 ユーロ、最も低いスペインではハンガリーやスロベニアなど新規加盟国よりも低い 36.9 ユーロと大きな差がある。

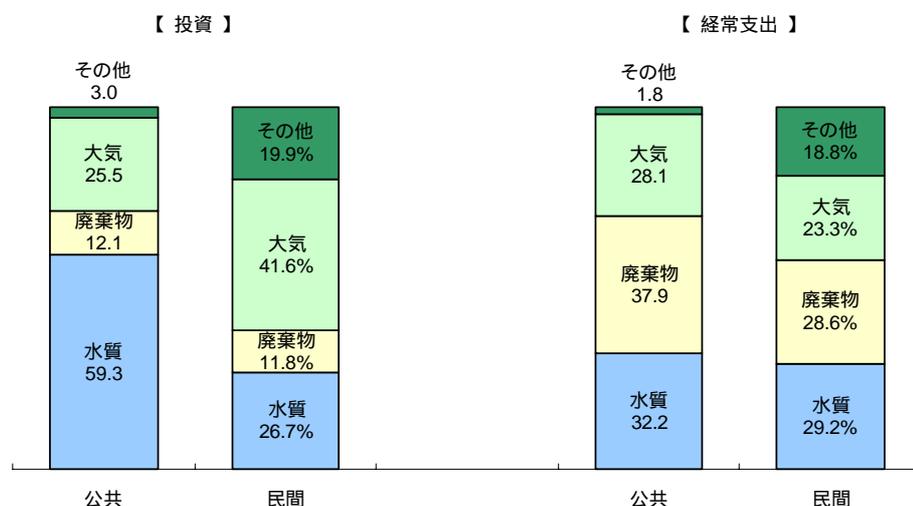
図 1： 民間部門による国民 1 人当たりの環境保護対策支出（直近推定値）



出所：“Eurostat NewCronos Database”，Eurostat より作成

EU15 カ国の環境支出は公共部門が約 520 億ユーロ、民間部門が約 334 億ユーロ、計 854 億ユーロと推定されている。これに廃棄物管理や下水処理などの環境関連専門のサービス供給業者による支出を合せると、EU における環境対策支出総額は約 1,300 億ユーロにのぼると試算されている。下記には EU15 カ国における環境分野別の支出内訳を図に示した。

図 2： EU15 カ国における公共部門及び民間部門による環境支出・投資の内訳（直近年推定値）

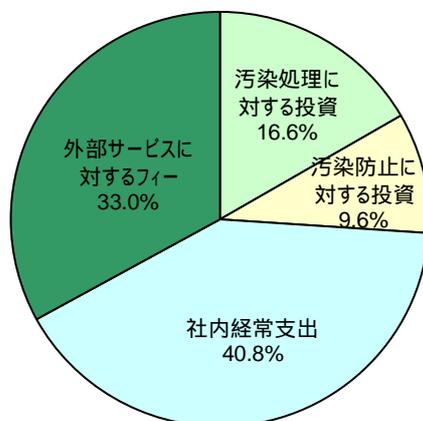


出所：“Eurostat Yearbook 2004 The statistical guide to Europe Data 1992-2002”, Eurostat 及び“Eurostat NewCronos Database”, Eurostat より作成

支出や投資の公共・民間の内訳は廃棄物回収や汚水処理などの環境保護につながる活動をどれだけ民営化あるいは民間委託しているかによって大きく異なってくる。また、新たに厳しい政策が採用されたり、長期間にわたって支出がなかった場合には、ある年に投資や支出が大きく跳ね上がることがある。

支出は、大きく投資と経常支出とに分けられ、投資はさらに汚染処理に対する投資と汚染防止に対する投資、経常支出は社内経常支出と外部サービスに対するフィーに分かれる。EU15 カ国では、民間部門における環境保護のための支出のうち4割が経常支出に充てられている。経常支出には、人件費、原料費、賃貸料、電気・水道代、維持費などに加え、専門業者による廃棄物処理サービスや、下水処理などを専門とする環境コンサルタントからのサービス購入費などが含まれる。多くの企業では、環境情報システムや認証活動など一般的な管理への支出も大きい。17%を占める汚染処理投資は、フィルターやコンテナなどの設備機器や下水処理プラントなどへの投資である。汚染防止投資は、環境汚染防止を第一の目的とする製造プロセスの変更や改造につながる投資で、全体の1割を占める。

図 3： EU15 カ国における民間部門による環境保護にかかる支出タイプの割合
(直近値)



出所： “Eurostat NewCronos Database”, Eurostat より作成

表 9： 民間部門による環境保護対策への支出額と環境分野別内訳（直近値）

	環境保護対策への支出合計 (①+②+③)				環境保護対策への投資 (④+⑤)				汚染制御に対する投資				汚染防止に対する投資							
	合計額	大気	風水	その他	合計額	大気	風水	その他	合計額	大気	風水	その他	合計額	大気	風水	その他				
EU15カ国	83,260,000 ^a	23.3%	29.2%	28.6%	18.9%	8,724,000 ^a	41.6%	25.7%	11.8%	19.9%	5,530,000 ^a	40.3%	23.8%	12.2%	18.7%	3,194,000 ^a	43.7%	23.1%	11.1%	22.1%
ベルギー	1,164,000	15.7%	20.4%	37.2%	18.7%	229,000	40.6%	42.1%	14.2%	3.0%	106,500	42.2%	39.2%	14.1%	4.5%	132,945	39.4%	44.4%	14.3%	1.9%
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,559,440	44.9%	35.9%	14.1%	5.1%	-	-	-	-	-
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	1,454,604	-	-	-	-	677,626	32.0%	24.1%	19.8%	23.5%	520,915	34.1%	34.5%	16.5%	14.5%	356,911	28.9%	10.5%	24.5%	36.1%
フランス	-	-	-	-	-	677,697	-	-	-	-	564,210	85.6%	45.8%	14.6%	3.6%	313,266	-	-	-	-
アイอร์แลนด์	165,000	21.6%	29.4%	9.5%	39.5%	103,915	23.4%	35.1%	5.1%	36.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	747,101	59.6%	20.2%	7.2%	13.0%	-	-	-	-	-
ルクセンブルグ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オランダ	1,662,200	26.6%	26.4%	25.0%	24.0%	477,100	46.9%	19.8%	13.2%	20.1%	259,971	45.2%	24.4%	5.1%	24.7%	217,179	49.0%	14.3%	22.1%	14.6%
オーストリア	1,141,814	19.3%	27.9%	29.7%	23.2%	251,618	27.7%	31.1%	6.2%	35.0%	155,191	25.7%	33.6%	8.4%	27.4%	95,826	30.9%	19.0%	2.8%	47.3%
ポルトガル	443,711	34.9%	25.5%	28.1%	11.5%	244,094	53.2%	26.6%	9.6%	10.6%	151,244	46.9%	31.2%	10.4%	11.5%	92,840	63.5%	19.2%	6.2%	9.1%
フィンランド	630,271	21.6%	40.5%	24.5%	13.4%	140,294	29.9%	48.6%	11.4%	10.0%	75,168	34.9%	31.0%	17.5%	16.3%	65,126	34.3%	69.9%	4.1%	2.7%
スウェーデン	843,370	26.4%	30.2%	18.4%	25.0%	342,917	42.6%	31.4%	9.8%	16.2%	209,113	26.6%	25.8%	6.6%	39.1%	168,833	66.7%	21.3%	6.7%	5.3%
英国	6,835,448	24.4%	24.5%	27.5%	23.6%	2,381,503	46.2%	14.9%	13.2%	25.7%	1,028,149	41.1%	34.6%	16.6%	17.7%	1,902,754	60.3%	7.9%	10.5%	32.0%
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	245,499	45.7%	31.4%	15.4%	7.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エストニア	44,130	34.3%	41.7%	12.0%	12.0%	26,990	50.4%	30.4%	4.1%	15.1%	21,426	38.1%	35.1%	4.9%	18.9%	5,520	98.3%	0.2%	1.3%	0.3%
ハンガリー	526,536	36.5%	29.1%	21.1%	13.7%	206,604	73.5%	11.3%	7.7%	8.6%	86,556	52.1%	34.0%	12.6%	11.3%	120,046	87.2%	2.1%	4.1%	6.7%
リトアニア	45,392	27.0%	47.5%	6.1%	19.4%	15,281	59.9%	19.2%	6.5%	14.4%	12,706	55.6%	22.2%	7.2%	15.0%	2,576	81.0%	4.2%	3.0%	11.8%
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,144	23.4%	6.3%	-	-	-	-	-	-	-
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	129,420	68.8%	18.6%	8.9%	8.6%	521,486	64.1%	22.0%	11.6%	1.6%	307,935	79.0%	9.6%	1.5%	9.7%
スロベニア	85,075	45.1%	18.1%	25.3%	11.5%	59,625	61.6%	20.0%	6.8%	11.7%	59,625	61.6%	20.0%	6.8%	11.7%	-	-	-	-	-
スロバキア	189,922	-	-	-	-	52,024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルバニア	150,930	40.1%	31.6%	19.4%	-	73,412	53.1%	11.2%	32.9%	2.6%	67,165	56.5%	6.1%	25.6%	1.5%	5,647	9.1%	72.7%	-	-
ルーマニア	298,065	35.1%	34.2%	14.6%	8.8%	121,377	39.4%	25.3%	14.7%	20.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	378,071	54.7%	12.6%	-	16.1%	155,146	73.8%	17.6%	7.7%	1.4%	16,541	48.1%	35.6%	15.6%	0.0%	79,685	97.2%	-	-	-
クロアチア	24,279	-	24.2%	15.0%	-	8,487	26.5%	42.0%	10.9%	20.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

EU15 カ国計は Eurostat による推定値

前ページより続く

	◎ 証券売却益 (①+②)				◎ 社内留保支出				◎ 株主サービスに對するフィー			
	合計額	大株	中株	その他	合計額	大株	中株	その他	合計額	大株	中株	その他
EU15カ国	34,636,000	16.80%	30.10%	34.60%	13,614,000 ^B	27.00%	29.70%	21.00%	11,022,000 ^B	4.40%	30.60%	50.40%
14年	925,015	9.20%	24.80%	43.20%	-	-	-	-	-	-	-	-
15年	9,275,191	30.40%	33.20%	35.10%	6,052,800	41.30%	34.60%	22.70%	3,222,391	10.00%	30.60%	59.50%
16年	576,857	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18年	62,076	18.60%	19.70%	16.80%	-	-	-	-	-	-	-	-
19年	644,636	10.60%	42.40%	37.50%	236,050	14.00%	47.70%	24.90%	349,520	7.60%	37.90%	48.10%
20年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21年	1,185,139	18.40%	29.00%	27.00%	735,073	29.60%	25.40%	5.70%	450,059	-	33.40%	61.80%
22年	890,196	16.90%	27.00%	36.30%	763,796	19.30%	22.80%	37.20%	126,400	1.90%	52.60%	30.80%
23年	199,822	12.50%	24.20%	50.80%	126,154	14.40%	24.70%	47.90%	73,474	9.20%	23.10%	55.90%
24年	349,977	18.20%	37.90%	29.80%	206,849	-	45.40%	16.30%	143,128	-	25.60%	49.20%
25年	519,897	10.50%	31.70%	34.20%	290,320	-	-	-	229,511	-	-	-
26年	4,603,940	13.30%	29.40%	34.70%	1,888,501	30.40%	25.60%	27.00%	2,715,439	1.50%	32.00%	40.10%
27年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年	17,149	8.80%	59.80%	24.40%	-	-	-	-	-	-	-	-
30年	319,388	13.20%	41.70%	29.80%	161,917	-	47.60%	14.00%	158,071	-	35.10%	45.90%
31年	30,111	10.30%	61.90%	13.30%	-	-	-	-	-	-	-	-
32年	7,671	1.50%	75.90%	14.70%	4,542	-	76.80%	6.90%	3,129	-	73.20%	26.80%
33年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35年	25,462	6.90%	14.10%	69.10%	-	-	-	-	-	-	-	-
36年	137,896	-	-	-	73,131	-	-	-	64,761	-	-	-
37年	77,519	27.80%	51.00%	6.60%	-	-	-	-	-	-	-	-
38年	176,891	32.10%	40.30%	14.60%	-	-	-	-	-	-	-	-
39年	224,639	41.50%	9.10%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40年	15,896	-	14.80%	17.20%	-	-	-	-	-	-	-	-

EU15 カ国計は Eurostat による推定値

出所：“Eurostat NewCronos Database”, Eurostat より作成

表 10： 環境投資・支出の産業分野・環境分野別内訳（直近値）

（単位：％）

環境分野	国	産業分野											
		鉱業・採石業	エネルギー・水	製造業計	食品・飲料・タバコ	繊維・皮革	木材	パルプ・製紙・印刷	石油精製	化学・ゴム・プラスチック	非金属鉱物	非金属	製造業 金属製品・その他の
合計（計）	EU15 カ国	4.8	13.2	82.0	-	-	-	6.5	-	23.1	-	9.0	-
	ベルギー	0.1	13.0	86.9	8.7	3.0	1.6	7.2	9.3	33.4	6.1	7.8	9.8
	デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドイツ*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スペイン	2.5	8.6	88.9	10.3	3.6	1.4	8.7	6.6	24.1	7.0	11.3	15.8
	フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイルランド	-	8.9	91.1	23.7	-	-	-	-	24.3	-	-	-
	イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オランダ	6.2	8.2	85.6	13.6	1.9	0.7	5.2	7.1	32.9	3.1	8.6	12.7
	オーストリア	4.3	5.9	89.8	16.7	2.4	2.0	8.3	-	18.8	5.8	12.0	23.8
	ポルトガル	3.1	5.2	91.7	10.7	10.7	3.3	10.5	13.6	9.9	15.0	3.2	14.7
	フィンランド	2.1	8.1	89.8	7.1	1.0	1.8	31.9	4.7	17.4	4.4	11.8	9.5
	スウェーデン	2.3	10.3	87.4	9.1	-	2.4	25.3	-	13.9	5.1	8.7	20.5
	英国	11.7	10.7	77.6	11.8	2.6	1.3	7.7	1.1	20.3	3.8	4.5	24.6
	チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エストニア	2.9	61.7	35.4	7.7	2.9	1.4	10.5	0.4	2.5	4.7	0.1	5.2
	ハンガリー	0.5	33.0	66.5	7.6	1.3	0.5	19.5	11.2	11.6	1.8	2.3	15.1
	リトアニア	0.9	25.4	73.7	21.5	6.1	3.5	1.7	17.2	11.1	2.2	0.7	9.8
	ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	1.6	46.1	52.3	0.6	0.2	0.7	10.9	-	21.7	1.8	6.3	10.0	
スロバキア	0.4	61.7	37.9	1.7	1.3	1.2	3.9	5.1	12.6	3.7	5.3	3.1	
ブルガリア	6.1	51.4	42.5	1.0	0.7	1.7	4.8	6.5	8.2	2.4	15.6	1.7	
クロアチア	0.3	26.7	73.0	10.7	1.3	0.2	0.8	46.9	2.1	4.6	0.7	5.8	
ルーマニア	3.1	11.7	85.3	10.2	8.1	2.9	5.4	7.1	15.4	7.6	13.2	15.3	
トルコ	-	68.7	31.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大気	EU15 カ国	3.4	22.4	74.3	-	-	-	3.9	-	20.1	-	12.5	-
	ベルギー	0.3	13.1	86.5	2.8	0.8	1.4	2.8	2.5	39.5	5.6	19.6	11.5
	デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドイツ*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイルランド	-	11.3	88.7	5.5	-	-	-	-	23.0	-	-	-
	イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オランダ	2.6	15.1	82.3	7.4	1.3	0.6	2.4	15.8	30.4	4.0	9.7	10.8
	オーストリア	3.3	12.4	84.2	6.1	1.7	2.7	4.6	-	23.5	4.8	25.5	15.5
	ポルトガル	1.4	6.4	92.1	4.4	3.7	6.2	9.5	31.4	3.3	21.6	4.5	7.6
	フィンランド	1.4	14.4	84.2	1.7	0.6	1.5	20.3	11.8	17.1	3.9	17.6	9.7
	スウェーデン	1.4	14.0	84.7	6.1	-	1.8	28.0	-	10.7	-	10.8	16.0
	英国	10.2	17.5	72.4	5.9	3.9	1.5	4.2	1.2	24.3	5.9	4.7	20.7
	チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エストニア	0.8	54.0	45.2	0.3	4.8	0.1	27.3	-	1.9	8.2	-	2.5
	ハンガリー	0.1	36.9	63.0	0.9	0.2	0.5	47.6	23.7	5.6	1.8	0.8	4.5
	リトアニア	0.0	28.9	71.1	15.6	3.7	8.9	-	2.2	20.4	3.5	0.8	15.8
	ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	0.2	83.3	16.7	0.1	0.9	0.4	-	-	8.8	1.3	2.1	3.8	
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	-	57.6	42.4	-	-	-	9.3	4.2	4.2	5.9	18.6	-	
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルーマニア	2.1	7.7	90.1	11.7	6.4	1.2	5.0	5.9	9.9	12.8	22.7	14.5	
トルコ	-	87.7	12.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

次ページに続く

前ページより続く

環境分野	国	産業分野											
		鉱業・採石業	エネルギー・水	製造業計	食品・飲料・タバコ	繊維・皮革	木材	パルプ・製紙・印刷	石油精製	化学・ゴム・プラスチック	非金属鉱物	非金属	金属製品・その他の製造業
水質	EU15 カ国	3.0	8.3	88.8	-	-	-	7.8	-	28.1	-	6.3	-
	ベルギー	0.1	10.5	89.3	12.8	4.2	0.1	3.1	3.1	39.0	13.3	5.2	8.6
	デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドイツ*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギリシャ	0.1	91.0	9.0	3.5	1.3	0.1	0.3	1.8	0.7	0.2	0.8	0.3
	スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイルランド	-	0.8	99.2	53.0	-	-	-	-	39.4	-	-	-
	イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オランダ	1.9	2.9	95.2	26.1	3.1	0.1	5.7	5.4	39.0	1.6	5.1	9.2
	オーストリア	4.2	1.4	94.4	23.7	3.1	0.5	10.9	-	27.6	7.2	9.0	12.4
	ポルトガル	2.4	4.8	92.8	16.1	25.9	1.3	16.0	6.4	7.7	4.7	3.0	11.8
	フィンランド	2.1	1.6	96.4	11.9	1.1	0.6	47.1	2.0	17.1	5.1	7.2	4.3
	スウェーデン	1.4	6.3	92.2	13.7	-	0.8	36.1	-	16.8	1.4	8.4	12.9
	英国	3.9	1.7	94.4	26.2	4.1	0.7	10.1	1.7	25.8	2.7	2.5	20.8
	チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エストニア	1.1	68.8	30.2	14.9	1.6	1.1	2.3	0.6	2.9	0.7	0.0	6.0
	ハンガリー	0.1	52.1	47.8	13.3	2.1	0.4	1.5	2.7	12.2	1.0	2.4	13.1
	リトアニア	0.1	10.8	89.1	33.4	9.4	0.7	3.0	22.2	10.6	1.5	0.5	7.9
	ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	10.3	89.7	1.8	0.3	0.1	52.5	-	19.5	1.0	0.7	13.8	
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	12.9	44.1	43.0	2.2	2.2	0.4	2.2	6.5	10.8	-	15.1	5.4	
クロアチア	-	48.9	51.1	16.6	3.1	-	-	23.0	2.7	2.1	1.1	2.3	
ルーマニア	2.3	10.0	87.7	10.6	9.6	1.8	6.2	5.2	28.5	5.8	9.3	10.9	
トルコ	-	2.0	98.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物	EU15 カ国	3.7	10.1	86.2	-	-	-	7.0	-	23.9	-	10.2	-
	ベルギー	0.1	5.0	95.0	9.1	3.3	3.1	14.8	21.4	22.7	2.4	6.8	11.3
	デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドイツ*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイルランド	-	14.9	85.1	35.2	-	-	-	-	32.5	-	-	-
	イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オランダ	6.6	3.0	90.4	10.4	2.0	1.4	8.8	3.6	28.1	4.3	13.2	18.7
	オーストリア	2.9	9.8	87.4	28.9	3.2	1.9	9.3	-	10.8	6.8	10.6	15.9
	ポルトガル	2.0	4.4	93.6	16.0	8.6	2.0	8.7	1.6	16.0	15.9	2.6	22.3
	フィンランド	1.4	4.3	94.3	6.3	1.5	3.6	21.5	3.6	20.7	5.0	15.0	18.6
	スウェーデン	2.8	4.2	93.1	12.8	1.3	-	20.2	-	13.3	3.9	8.0	29.6
	英国	11.5	8.4	80.2	9.5	2.0	2.6	8.2	0.8	16.9	4.0	4.9	31.6
	チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エストニア	11.8	35.3	52.8	10.9	5.2	7.3	1.4	1.3	1.6	10.6	0.4	14.2
	ハンガリー	0.9	9.1	89.9	12.8	2.5	0.8	3.6	7.5	17.2	3.7	5.4	36.6
	リトアニア	0.8	11.9	88.1	16.1	-	17.1	18.3	-	3.7	6.3	-	16.3
	ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	0.9	13.1	86.9	0.8	0.2	1.6	2.7	-	49.0	2.4	15.7	14.5	
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	-	68.4	31.6	1.8	-	8.3	-	34.3	3.5	-	15.8	-	
クロアチア	0.9	27.0	72.1	10.1	3.2	1.2	3.7	-	5.8	4.7	2.1	28.6	
ルーマニア	4.4	10.7	84.9	12.3	6.6	10.8	3.6	8.3	11.4	1.7	8.6	21.8	
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

次ページに続く

前ページより続く

環境分野	国	産業分野											
		鉱業・採石業	エネルギー・水	製造業計	食品・飲料・タバコ	繊維・皮革	木材	パルプ・製紙・印刷	石油精製	化学・ゴム・プラスチック	非金属鉱物	非金属	金属製品・その他の製造業
その他	EU15 カ国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベルギー	0.1	157.1	16.9	7.6	4.8	8.2	0.9	82.4	7.8	17.2	11.4	42.8
	デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ドイツ*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	アイルランド	-	169.4	12.9	-	-	-	-	16.7	-	-	-	30.6
	イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	オランダ	59.6	276.0	31.2	0.7	3.8	18.4	3.9	89.4	5.2	15.5	24.1	64.5
	オーストリア	39.2	252.5	11.1	5.8	6.7	19.9	0.0	62.7	19.2	14.8	112.2	8.3
	ポルトガル	47.3	333.6	26.2	13.8	9.4	19.8	23.0	80.8	74.1	3.2	83.4	19.1
	フィンランド	17.1	231.3	6.3	2.5	14.5	57.0	21.2	42.1	8.0	21.2	61.0	51.6
	スウェーデン	4.2	80.3	4.1	-	4.3	13.1	-	14.2	-	7.1	27.6	15.5
	英国	90.4	248.3	31.3	0.5	0.6	38.8	0.6	66.1	9.7	17.2	80.9	61.3
	チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	エストニア	17.4	120.0	13.4	5.9	0.8	0.3	0.1	10.9	77.3	-	11.4	262.6
	ハンガリー	40.3	259.6	29.7	2.5	1.6	28.4	95.9	76.7	10.5	11.0	82.8	111.0
	リトアニア	-	91.1	0.6	0.9	0.1	-	33.3	1.5	-	-	54.2	108.9
	ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	10.0	206.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93.9	
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	9.1	77.3	0.5	-	-	4.5	36.4	31.8	-	4.5	-	13.6	
クロアチア	2.7	146.1	19.7	-	-	-	73.7	0.8	17.8	0.2	4.9	51.2	
ルーマニア	15.0	307.1	13.8	47.7	8.1	23.4	61.7	11.8	23.3	21.4	95.8	77.9	
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

*1991年以降のデータについては旧ドイツ民主共和国を含む。

EU15 カ国計は Eurostat による推定値。

出所：“Eurostat NewCronos Database”, Eurostat より作成